

北秋田市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

北秋田市

北秋田市公共施設等総合管理計画

— 目 次 —

第 1 章	はじめに	1
1.1	策定の背景・目的	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画期間	2
1.4	対象施設	2
第 2 章	公共施設等の現況及び将来見通し	3
2.1	老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	3
2.2	総人口や年齢別人口についての今後の見通し	14
2.3	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる中長期的な見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	16
2.4	現状や課題に関する基本認識	29
第 3 章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	30
3.1	基本的な方針	30
3.2	全庁的な取組み体制の構築及び情報共有化方策	31
3.3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
3.4	フォローアップの実施方針	32
第 4 章	施設類型ごとの管理に関する実施方針	33
4.1	公共施設（建築物）管理の基本的な考え方	33
4.2	インフラ施設管理の基本的な考え方	38

第1章 はじめに

1.1 策定の背景・目的

本市は、2005年(平成17年)に北秋田郡の鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町の4町の合併により誕生し、合併前の旧町が保有する公共施設等(公共建築物やインフラ施設)の維持や新たな公共施設等の整備を進め、市民等へのサービスを提供してきたところである。

しかし本市においては、厳しい財政状況が続く中で、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。これを踏まえ、公共施設等の全体の状況を適切に把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

一方、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を策定したところである。

本市では、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び平成28年3月に策定された秋田県の「あきた公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「北秋田市公共施設等総合管理計画」を策定するものである。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国が示した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置づけられ、本市の最上位計画である「北秋田市総合計画」および秋田県の「あきた公共施設等総合管理計画」と整合を図り、長期的な視点に立って公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示すものである。

また、本計画を推進・実行していくために、主要な公共建築物の施設ごとの保有の方向性等を示した適正化方針ならびにインフラ施設の長寿命化等に関する個別計画を策定し、具体的な取り組みや事業を展開していくものとする。

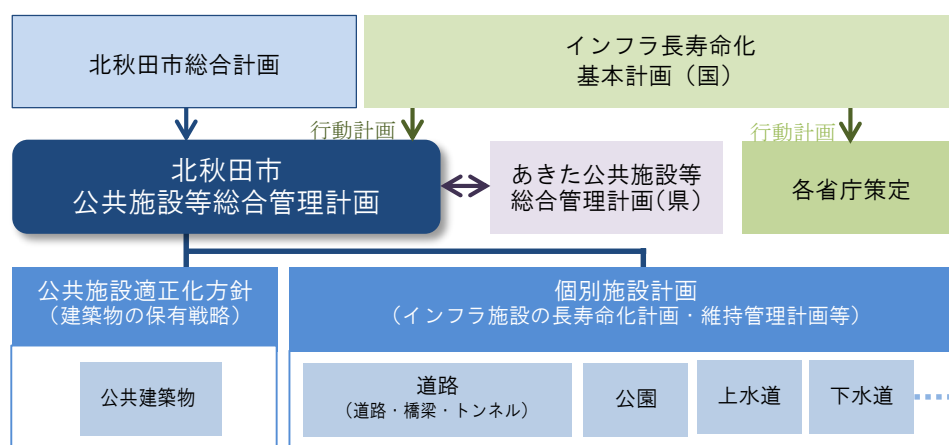


図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

1.3 計画期間

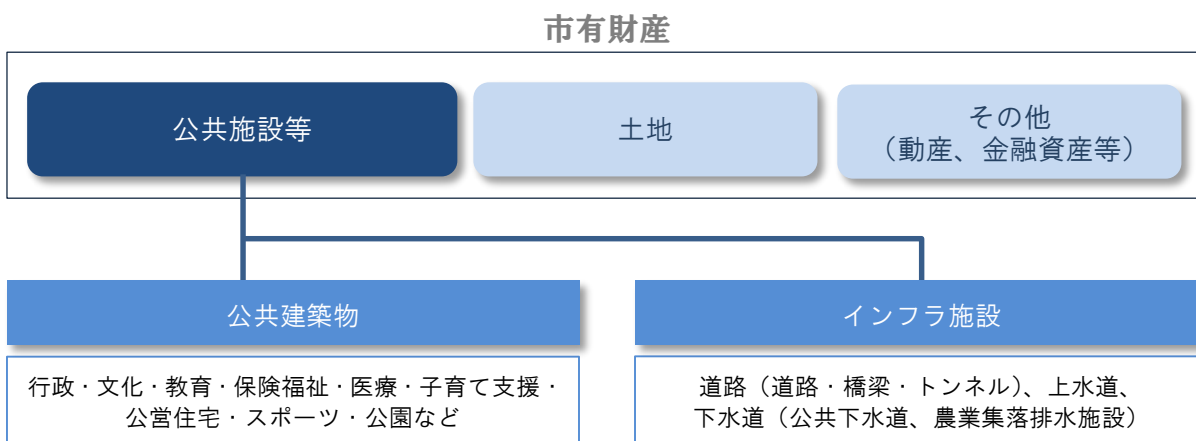
本市では、今後 30 年間で老朽化する公共施設等が急速に増加し、集中して更新時期を迎えることから、この期間を公共施設等を総合的・計画的に管理する重要な期間と位置付け、平成 29 年度（2017 年度）～平成 58 年度（2046 年度）の 30 年間を計画期間とする。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等に合わせて、適宜、見直しを行っていくものとする。

1.4 対象施設

本計画の対象とする施設は、市有財産のうち公共施設等を対象とし、公共建築物とインフラ施設に区分し、平成 27 年度末時点の情報を原則として整理した。

なお、インフラ施設の河川については、総務省が提供している更新費用試算ソフトにおいて、更新の概念がないものとして対象外とされていることから、これに準拠し対象外とした。



第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

2.1 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

(1) 公共施設（建築物）の状況

1) 延床面積

本市の公共建築物の延床面積は約 32 万 3 千 m^2 （322,695.35 m^2 ）で、類型別にみると学校教育系施設が最も多く 25.6%を占めている。このほか、スポーツ・レクリエーション系施設（11.9%）や公営住宅（11.0%）、市民文化系施設（10.9%）などの占める割合が高い。

人口一人当たりの延床面積は約 9.71 m^2 /人で、同人口規模の市町村と比較すると、施設量は比較的多い状況にある。

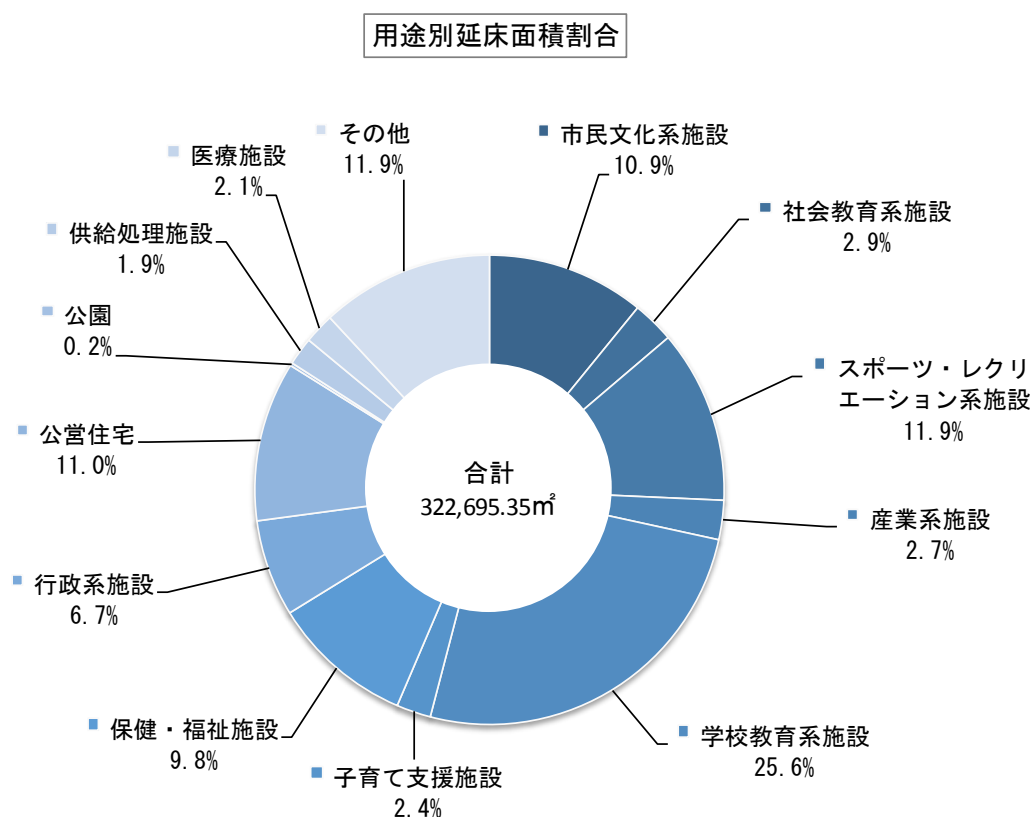


図 2-1 用途別延床面積割合の状況（全施設） 出典：各課作成データ

表 2-1 人口一人当たりの延床面積（単位： m^2 /人）

一人当たり 延床面積	全国	市町村		北秋田市※
		3～5 万人未満	5～10 万人未満	
	3.22	4.83	3.56	9.71

出典：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（H24.3、総務省）

※ 北秋田市は、総延床面積を平成 27 年国勢調査人口（33,224 人）で除した値

表 2-2 類型別公共建築物の状況

大分類	中分類	箇所	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
市民文化系施設	集会施設	84	86	25,842.96	公民館、集会所、コミュニティセンター、交流センター等
	文化施設	5	6	9,238.20	文化会館、北秋田市交流センター等
社会教育系施設	博物館等	13	18	9,340.28	浜辺の歌音楽館、大太鼓の館、郷土文化保存伝承館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	20	26	19,534.41	スポーツセンター、体育館、プール、スキー場、野球場等
	レクリエーション施設・観光施設	16	41	10,081.90	阿仁熊牧場、コンベンションホール四季美術館等
	保養施設	7	12	8,893.13	国民宿舎森吉山荘、市営湯の岱温泉、クウインズ森吉、打当温泉マタギの湯、農業者健康管理施設（旧打当温泉）等
産業系施設	産業系施設	17	29	8,716.71	農林漁業体験実習館、山村開発センター、産業会館等
学校教育系施設	学校	17	94	78,877.71	小学校、中学校等
	その他教育施設	10	20	3,810.38	鷹巣北部学校給食センター、もりよし学校給食センター等
子育て支援施設	幼保・こども園	5	6	4,925.52	幼稚園、保育園
	幼児・児童施設	10	11	2,722.43	児童館、児童クラブ等
保健・福祉施設	高齢福祉施設	13	23	26,988.66	ケアタウンたかのす、サポートハウスたかのす、軽費老人ホーム「大野台エコーハイツ」、阿仁養護老人ホーム「もろび苑」、北欧の里等
	障害福祉施設	3	4	1,707.31	もろびこども園、障害者生活支援センター、フードセンターたかのす
	保健施設	4	5	2,828.55	鷹巣保健センター、合川保健センター、森吉保健センター、阿仁保健センター
行政系施設	庁舎等	12	20	15,083.36	北秋田市役所、北秋田市役所分庁舎、合川庁舎、森吉庁舎、阿仁庁舎等
	消防施設	105	105	3,630.95	消防本部、消防署合川分署、消防署森吉分署・道路管理センター、消防署阿仁分署、消防団施設等
	その他行政系施設	10	11	2,787.66	除雪車格納車庫、森吉除雪センター、豪雪等災害対策センター、竜森簡易郵便局等
公営住宅	公営住宅	32	74	35,488.00	南鷹巣団地、サンコーポラスなかない住宅等の市営住宅
公園	公園	10	23	875.71	管理棟、トイレ、東屋等
供給処理施設	供給処理施設	6	13	6,198.34	クリーンリサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場、ゴミ埋立処分場等
医療施設	医療施設	6	18	6,740.17	国民健康保険合川診療所、市立阿仁診療所、北秋田市立米内沢診療所、医師住宅、旧米内沢病院
その他	その他	51	105	38,383.01	倉庫、車庫、畜舎等
合計		456	750	322,695.35	

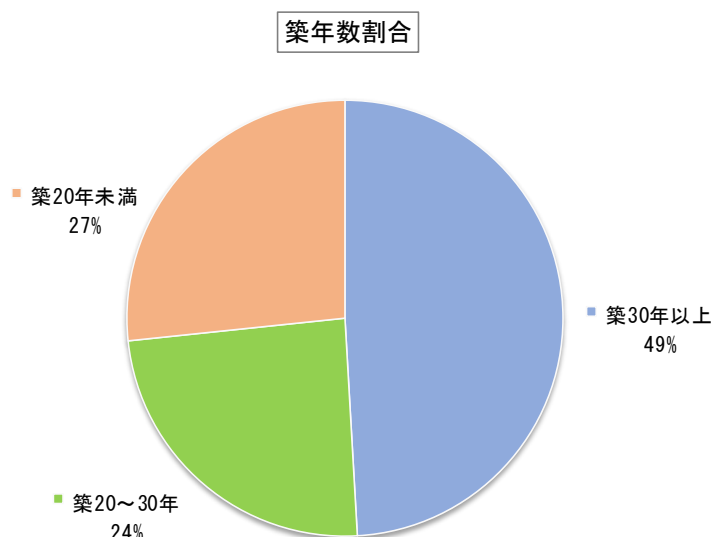
※上下水道の施設建築物（浄水場・配水場・ポンプ・浄化センター等）はインフラ施設に含めるため除く。

出典：各課作成データ

2) 築年数

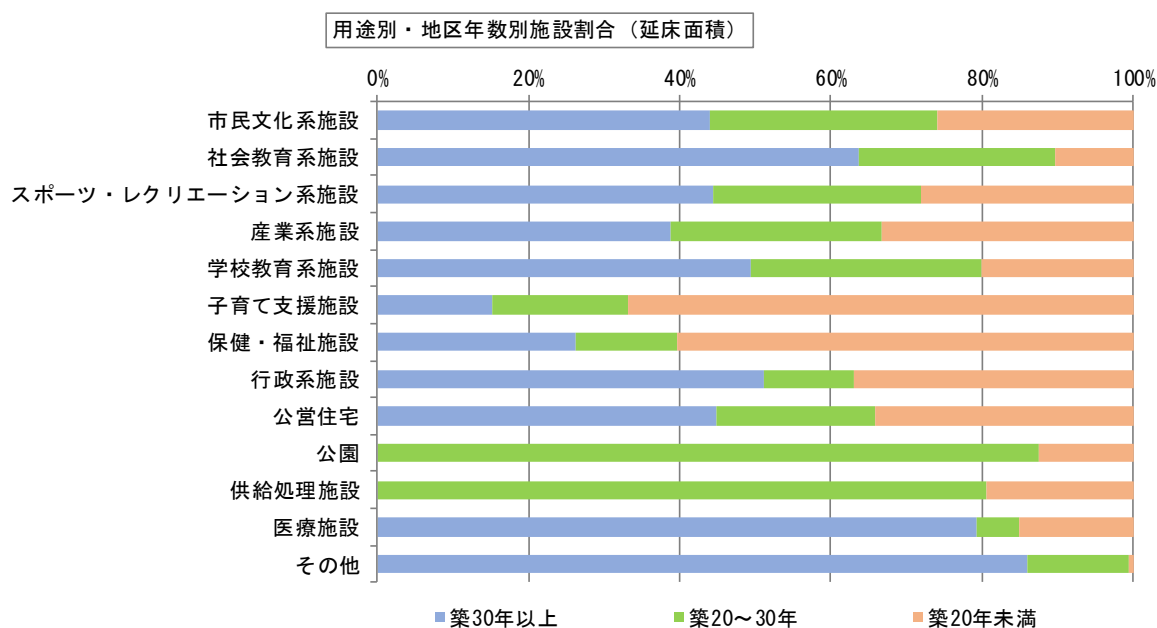
本市の公共建築物の築年数別の割合（延床面積ベース）は、大規模改修の時期の目安となる築30年を越える建物は全体の約49%を占めている。また、築20年以上30年未満の建物が約24%を占めており、10年後には築30年を越える建物は全体の約73%に達することとなる。

用途別にみると、社会教育系施設、行政系施設、医療施設等において、築30年以上の建物割合が5割以上と大きくなっている。



※築年数不明 99 施設除く

図 2-2 築年数別施設割合（延床面積）



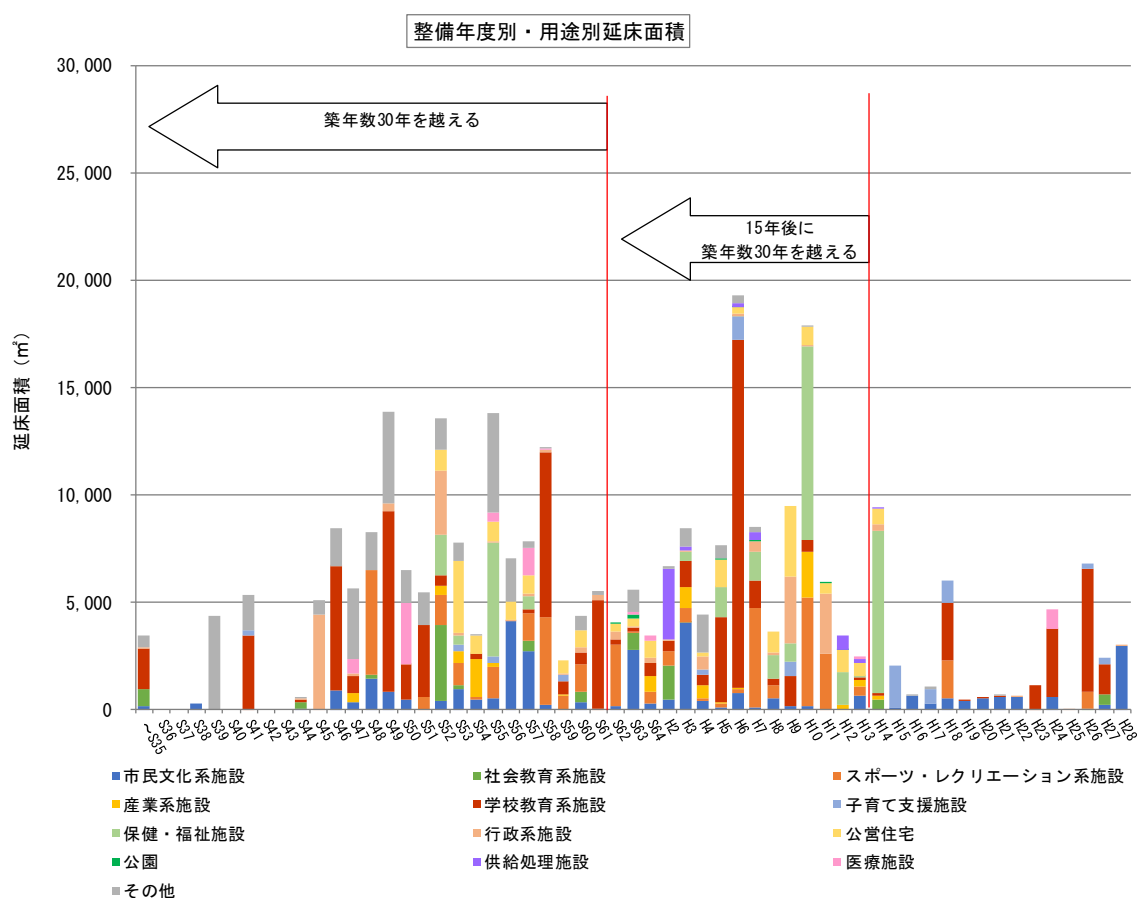
※築年数不明施設 23663.1 m²を除く

図 2-3 用途別・築年数別施設割合（延床面積）

出典：各課作成データ

年度別に整備床面積をみると、昭和 40 年から 50 年代に学校教育施設や市役所（昭和 45 年）など多くの公共建築物が建てられている。これらの施設は、大規模改修の時期の目安となる築 30 年をすでに越えている。

また、昭和 60 年代から平成 10 年代前半にかけても、鷹巣東小学校(平成 5 年)や鷹巣中学校(平成 6 年)などの学校教育系施設やクウンス森吉(平成 7 年)や森吉総合スポーツセンター(平成 10 年)などのスポーツ・レクリエーション施設が建てられている。これらの施設は、15 年後に築 30 年を越えることとなり、一斉に更新期を迎えることとなる。



※築年数不明 99 施設除く

図 2-4 整備年度別・類型別施設の整備状況（延床面積）

出典：各課作成データ

(2) インフラ施設の状況

1) 道路

a) 道路

本市の市道の路線数は 1,142 路線で、実延長は約 844.7km、道路面積は約 4.9k m²、道路改良率は 77.4%である。

表 2-3 市道の実延長・道路面積

分類	実延長 (m)	道路面積 (m ²)
1 級 (幹線) 市道	191, 215	1, 482, 845
2 級 (幹線) 市道	108, 066	679, 890
その他の市道	545, 446	2, 720, 586
合計	844, 727	4, 883, 321

表 2-4 道路改良率

分類	道路改良率
道路改良率	77. 4%

出典：各課作成データ

b) 橋梁

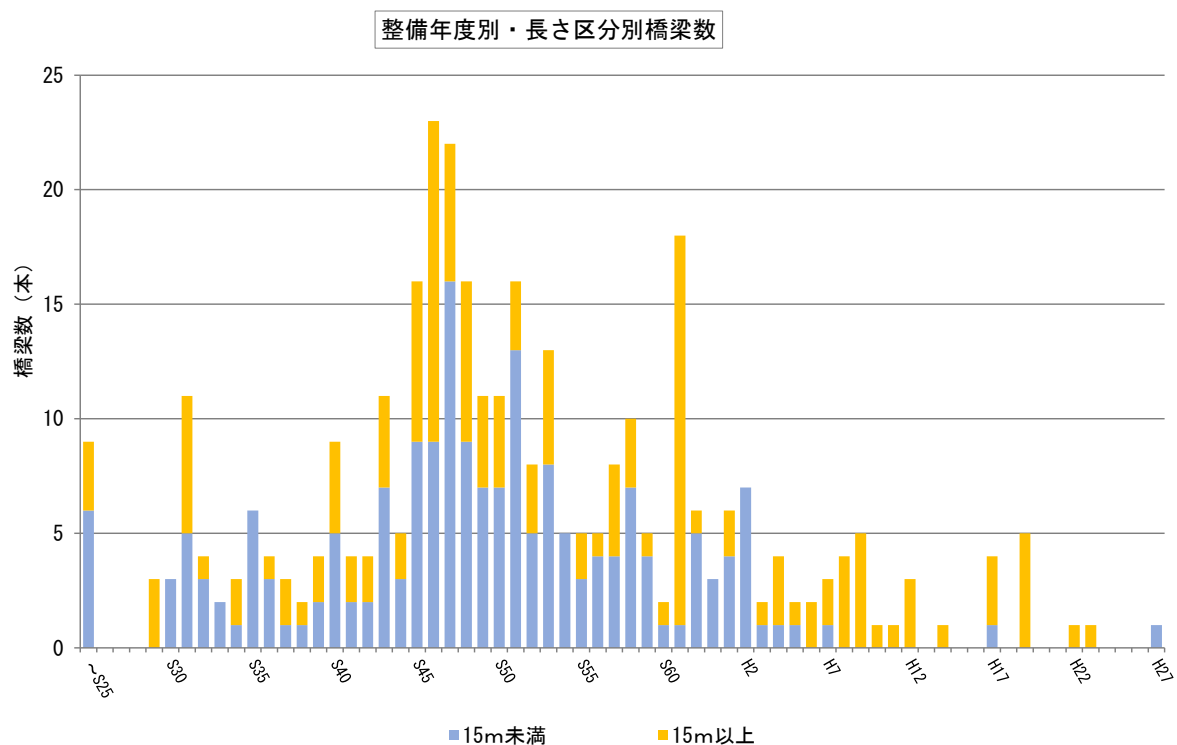
〈長さ区分別橋梁数〉

本市では、現在 434 本の橋梁を有しており、長さ区分でみると、15m未満の橋梁が約 6 割（278 本）を占め、15m以上の橋梁は約 4 割（156 本）である。

整備年度でみると、昭和 45～53 年頃に多く整備されているが、今後順次、耐用年数である 60 年を迎え、まとまって老朽化していくことが予想される。

表 2-5 長さ区分別橋梁数（単位：本）

15m未満	15m以上	合計
278	156	434



※整備年度不明を除く

図 2-5 整備年度別・長さ区分別橋梁数

出典：各課作成データ

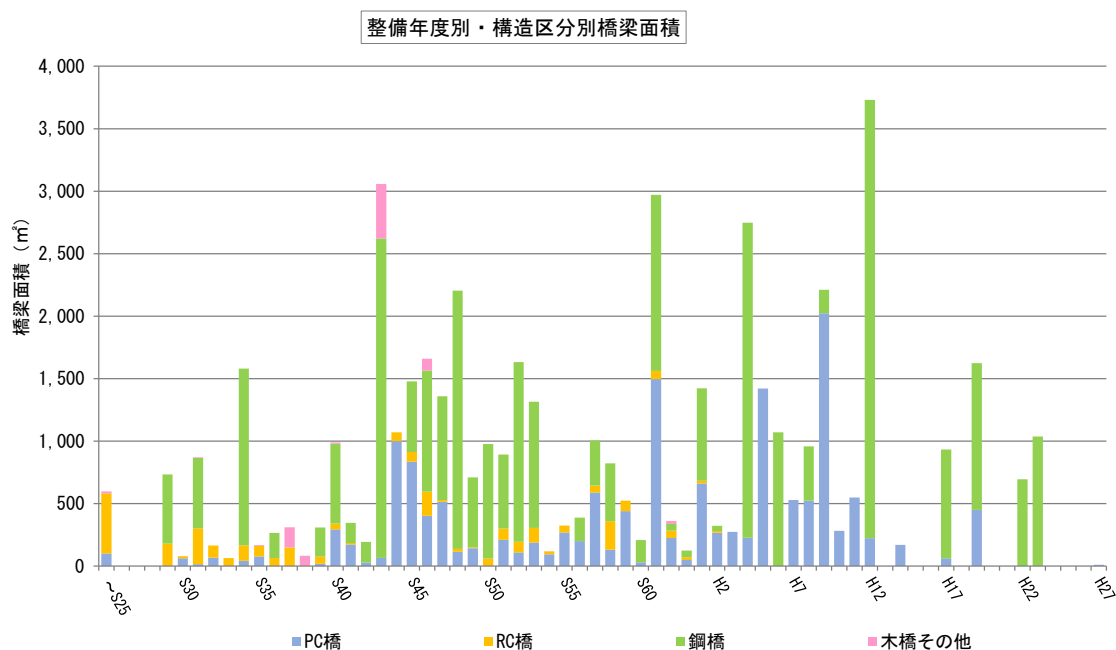
〈構造区分別橋梁面積〉

構造区分別の橋梁面積でみると、鋼橋が 30,598 m²で約 6 割を占め、PC 橋（プレストレスト・コンクリート橋）が 18,497 m²、RC 橋（鉄筋コンクリート橋）が 4,091 m²、木橋その他が 880 m²を有している。

経年的な整備状況を面積ベースでみると、昭和 61 年や平成 4 年、9 年、12 年などで比較的突出した年がある。先にみた本数ベースでは和 60 年以降で減少していることを考慮すると、橋梁の大型化が進んでいることが伺える。

表 2-6 構造区分別橋梁面積（単位：m²）

PC 橋	RC 橋	鋼橋	木橋その他	合計
18,497	4,091	30,598	880	54,066



※整備年度不明を除く

図 2-6 整備年度別・構造区分別橋梁面積

出典：各課作成データ

c) トンネル

本市には現在 4 本のトンネルが整備されており、実延長は約 1,696m で道路面積は約 12,031 m²である。

表 2-7 市道の実延長・道路面積

トンネル名	道路種別	建設年	実延長 (m)	道路面積 (m ²)
根子トンネル	1 級 (幹線) 市道	昭和 50 年	576	2,361
小様トンネル	2 級 (幹線) 市道	平成 9 年	463	3,750
雪田沢トンネル	その他の市道	昭和 50 年	35	135
ブナ森トンネル	その他の市道	平成 13 年	622	5,785
合計			1,696	12,031

出典：各課作成データ

d) 農林施設

〈農林道〉

本市が管理する農道の延長は 30,822m、林道の延長は 257,613mである。

表 2-8 農道の実延長・道路面積

分類	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
農道	30,822	146,462

表 2-9 林道の実延長・道路面積

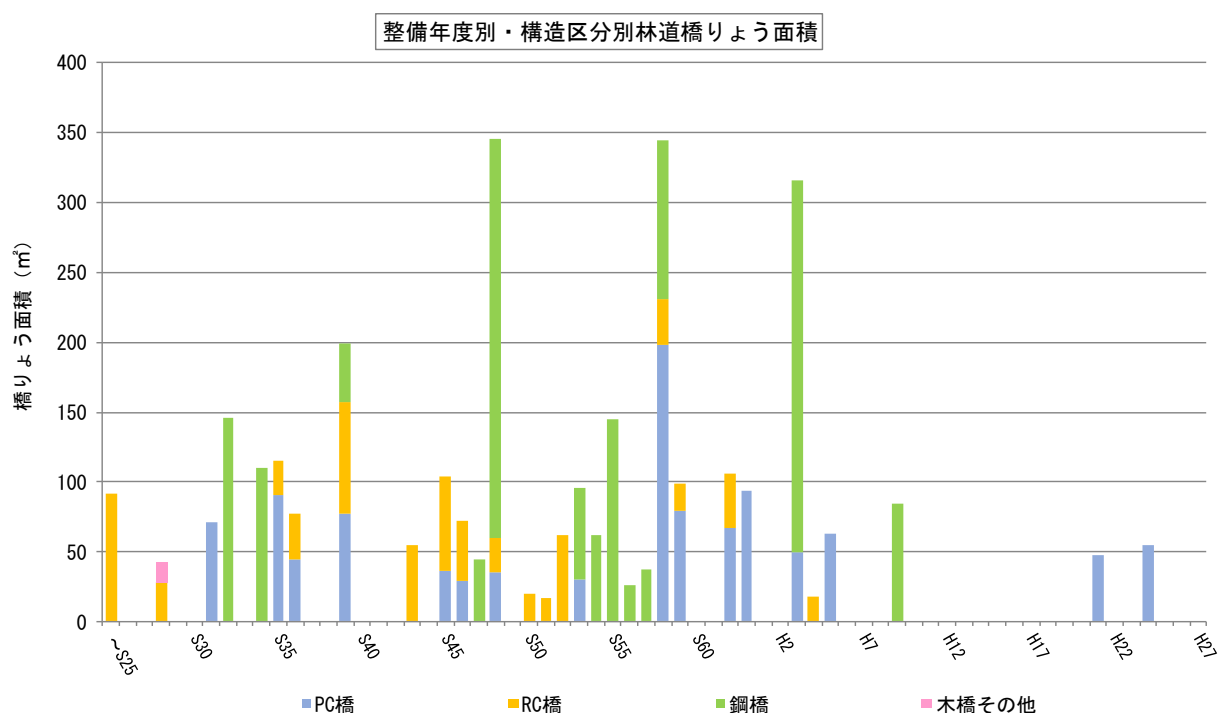
分類	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
林道	257,613	976,769

〈橋梁〉

本市が管理する林道橋は 72 橋である。

表 2-10 構造区分別林道橋梁面積 (単位: ㎡)

PC 橋	RC 橋	鋼橋	木橋その他	合計
1,094	684	1,463	14	3,255



※整備年度不明 88 ㎡を除く

図 2-7 整備年度別・構造区分別林道橋梁面積

出典: 各課作成データ

2) 上水道（水道事業・簡易水道）

水道事業は、昭和 46 年に認可を受け、昭和 56 年に拡張工事を実施している。

簡易水道事業は、平成 17 年 3 月の合併に伴い、旧町より簡易水道 28 事業および小規模水道 3 事業が移管された。なお、森吉・合川地区では、平成 22 年 3 月に創設の認可を取得し、簡易水道 14 事業と小規模水道 1 事業の統合簡易水道事業が進められている。

上水道管は、昭和 50 年代に集中的に整備され、その後も継続的に整備されてきた。平成 27 年度時点で、導水管 14,410m、送水管 33,456m、配水管 306,484m が整備され、上水道普及率は 94.9%となっている。

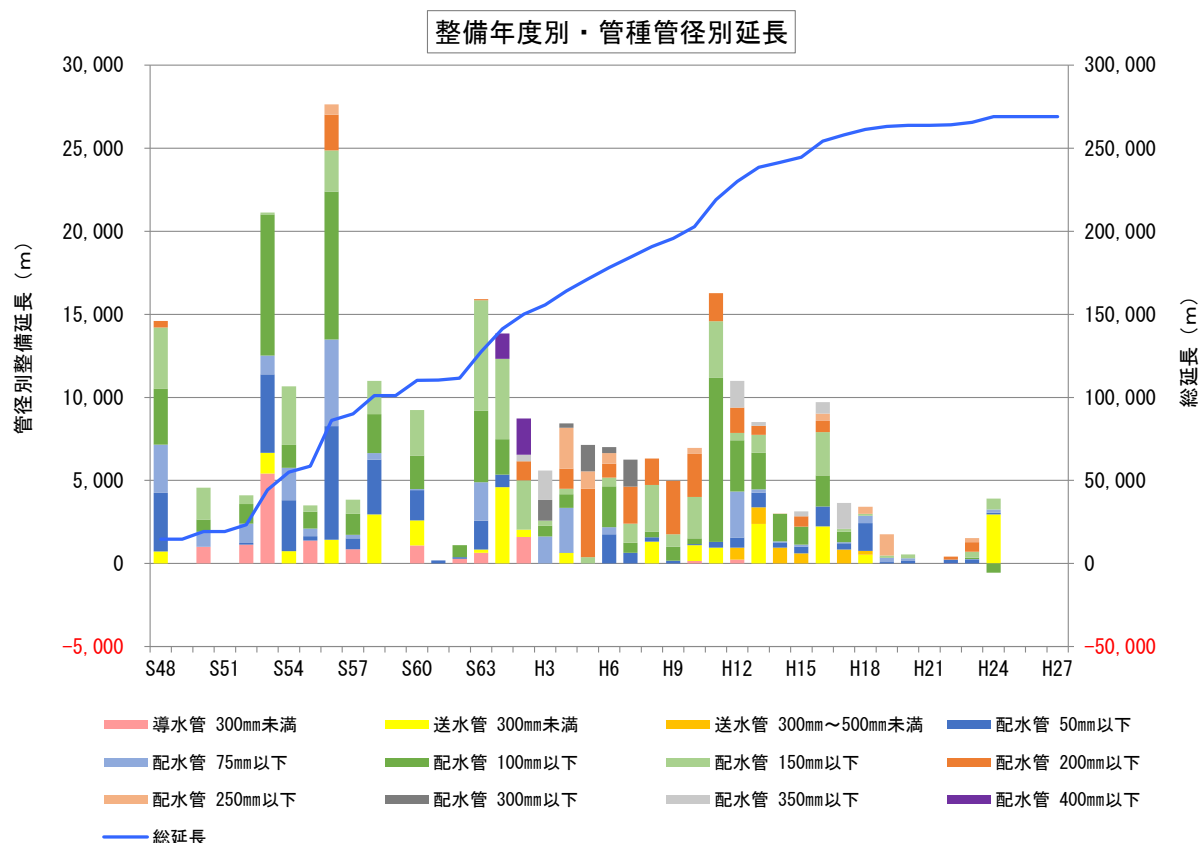


図 2-8 整備年度別・管種管径別上水道管延長

出典：各課作成データ

表 2-11 上水道の施設建築物の箇所・数と延床

主な施設	箇所	施設数	延床面積 (㎡)
浄水場、配水場	69	71	2,913.03

出典：各課作成データ

表 2-12 管種別上水道管延長（単位：m）

導水管	送水管	配水管	総延長
14,410	33,456	306,484	354,350

出典：各課作成データ

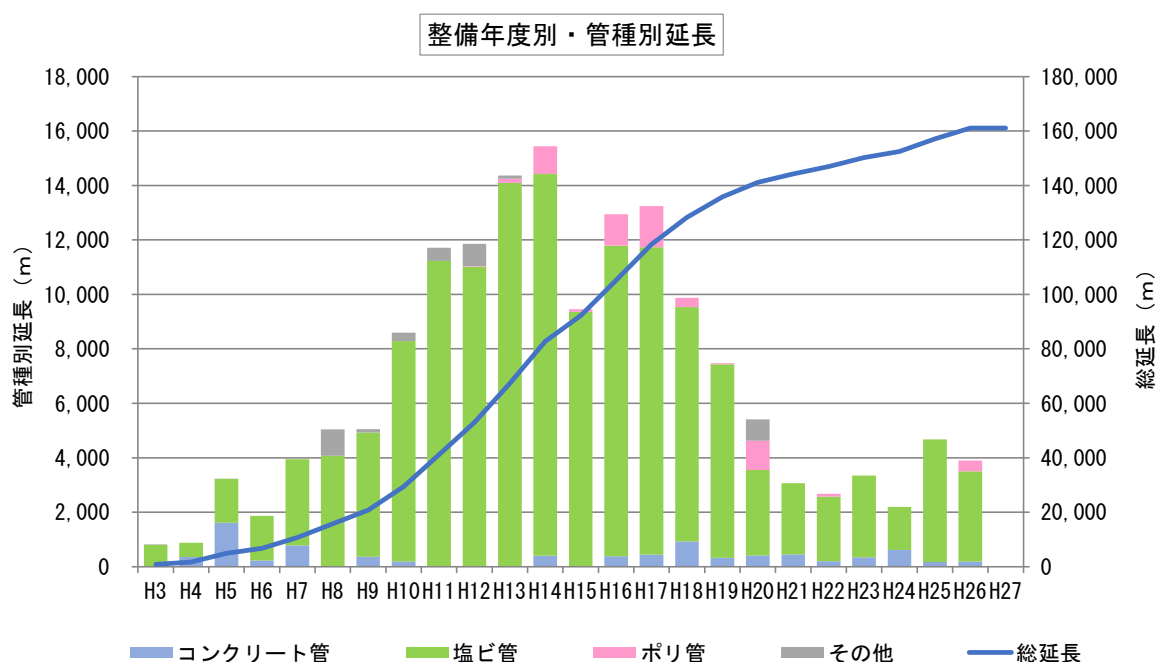
3) 下水道

a) 公共下水道

本市の公共下水道は、鷹巣処理区、合川処理区、米内沢処理区、阿仁合処理区の4処理区を有している。合川処理区および阿仁合処理区については、ほぼ完了しており、鷹巣処理区については現在も整備中である。米内沢処理区については、全体計画の見直しが行われている。

下水道管の経年的な整備状況をみると、平成10年代に集中して整備されている。

下水道普及率は50.3%、水洗化率は65.9%となっている。



※上記グラフには「施工年度不明」の管延長は参入されていない。

図 2-9 整備年度別・管種別下水道管延長

出典：各課作成データ

表 2-13 管種別下水道管延長（単位：m）

コンクリート管	塩ビ管	ポリ管	その他	合計
8,422	149,348	5,904	3,612	167,286

出典：各課作成データ

表 2-14 下水道の施設建築物の箇所・数と延床面積

主な施設	箇所	施設数	延床面積 (m ²)
浄化センター	4	7	4,318.67

出典：各課作成データ

b) 農業集落排水施設

本市では昭和 60 年より合川地区で農業集落排水事業の管路整備が進められてきた。次いで、平成 10 年より鷹巣地区および森吉地区で整備が進み、平成 15 年には阿仁地区で整備が行われた。

各地区それぞれ整備事業は完了しており、農業集落排水の普及率は 18.5%、水洗化率は 90.5%となっている。

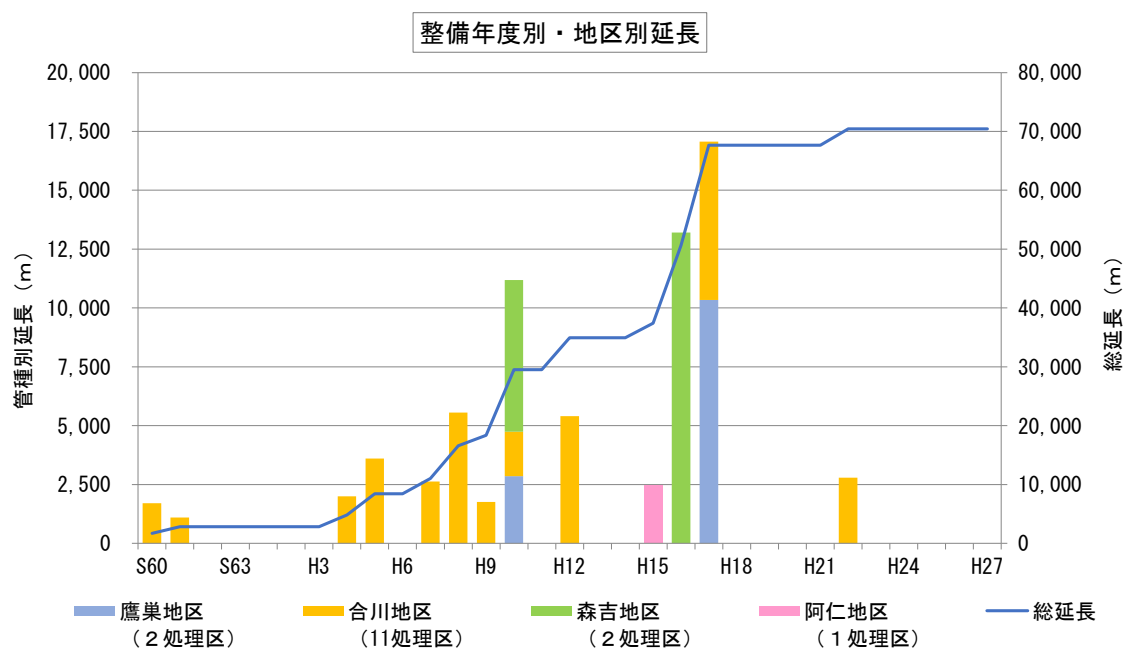


図 2-10 整備年度別・地区別農業集落排水管延長

出典：各課作成データ

表 2-15 農業集落排水管延長（単位：m）

鷹巣地区	合川地区	森吉地区	阿仁地区	合計
13, 197	35, 138	19, 647	2, 467	70, 449

出典：各課作成データ

表 2-16 農業集落排水の施設建築物の箇所・数と延床面積

主な施設	箇所	施設数	延床面積 (m ²)
排水処理場	16	16	4, 603. 80

出典：各課作成データ

2.2 総人口や年齢別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の将来見通し

本市の総人口は、昭和 30 年(1955 年)の約 6 万 7 千人をピークに以降減少を続け、平成 27 年現在の約 3 万 3 千人から平成 72 年 (2058 年) には 1 万人強まで減少するものと推計されている。なお、人口減少対策の効果を考慮した場合、平成 72 年 (2058 年) の人口は約 1 万 2 千人にまで減少が抑えられるとし、これを本市の目指すべき将来人口としている。

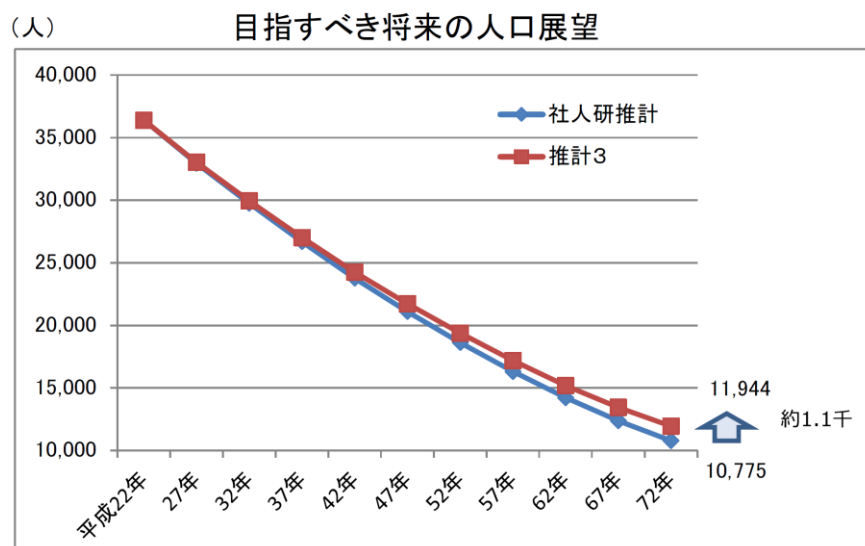
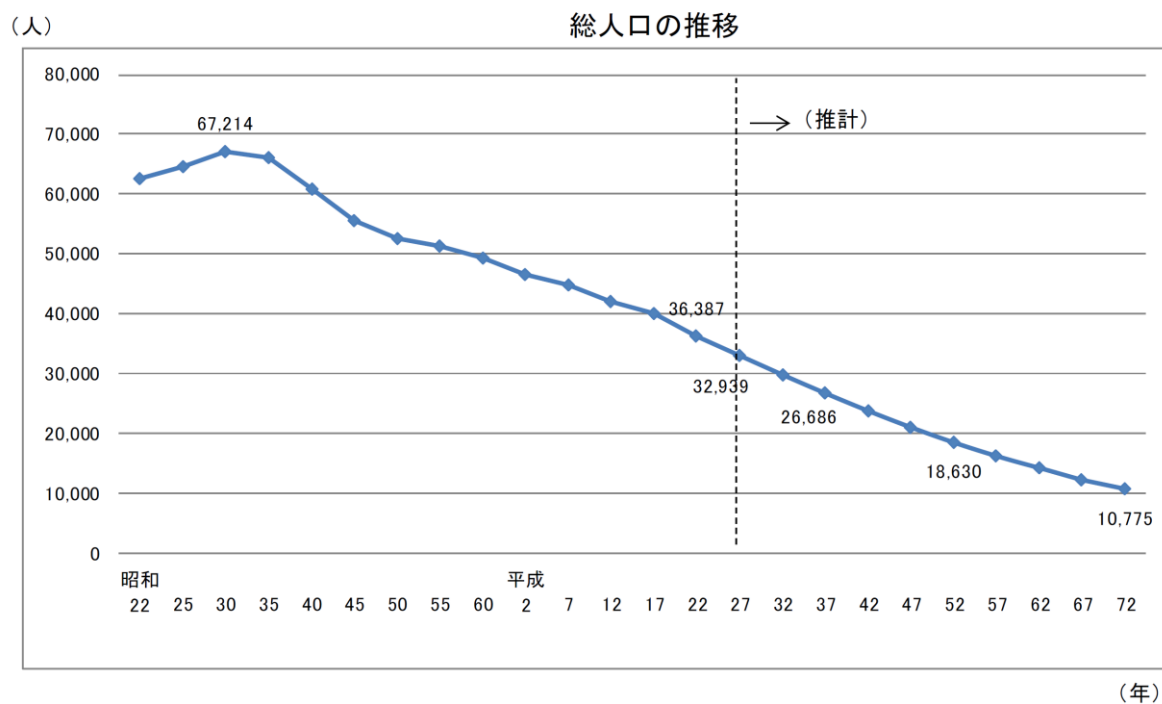


図 2-11 総人口の将来推計

(上:国立社会保障・人口問題研究所の推計、下:北秋田市の人口減少対策を考慮した独自推計)

出典:北秋田市まち人口ビジョン 総合戦略(平成 27 年 10 月)

(2) 年齢別人口の将来見通し

本市の年齢別人口は、生産年齢人口と年少人口が一貫して減少傾向にあり、一方の老年人口は増加傾向にあり、平成 22 年の高齢化率は 36.4%となっている。

今後、老年人口はゆるやかに減少していく見通しだが、生産年齢人口と年少人口が減少を続けるため、将来的に高齢化率は 50%弱まで上昇すると予測されている。

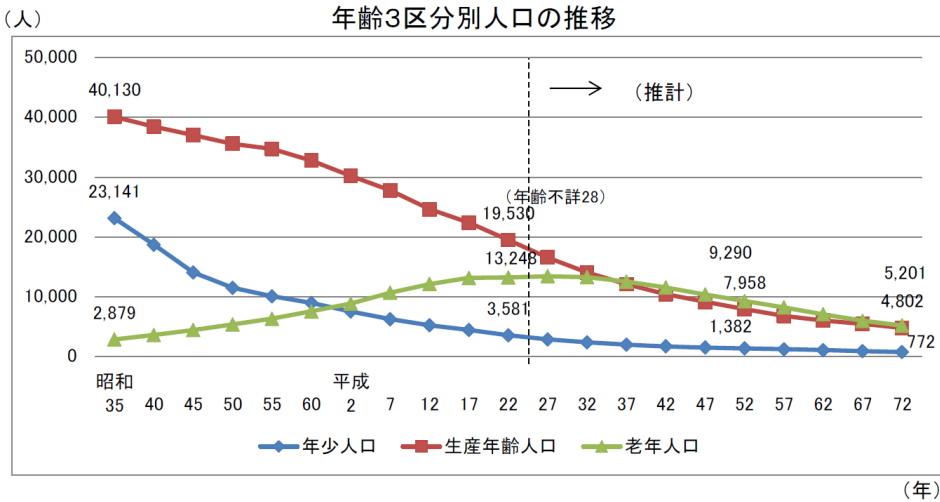


図 2-12 年齢3区分別人口の推計見通し（国立社会保障・人口問題研究所の推計）

出典：北秋田市まち人口ビジョン 総合戦略（平成 27 年 10 月）

表 2-17 高齢化率（国立社会保障・人口問題研究所の推計）

	平成22年	平成52年	平成72年
老年人口(人)	13248	9290	5201
生産年齢人口(人)	19530	7958	4802
年少人口(人)	3581	1382	772
高齢化率(%)	36.4	49.9	48.3

2.3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる中長期的な見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

(1) 財政状況

1) 歳入の推移

本市の平成 27 年度における普通会計の歳入額は約 251.6 億円である。

自主財源の根幹である地方税は、約 100 億～120 億円前後（半数弱）で推移している。

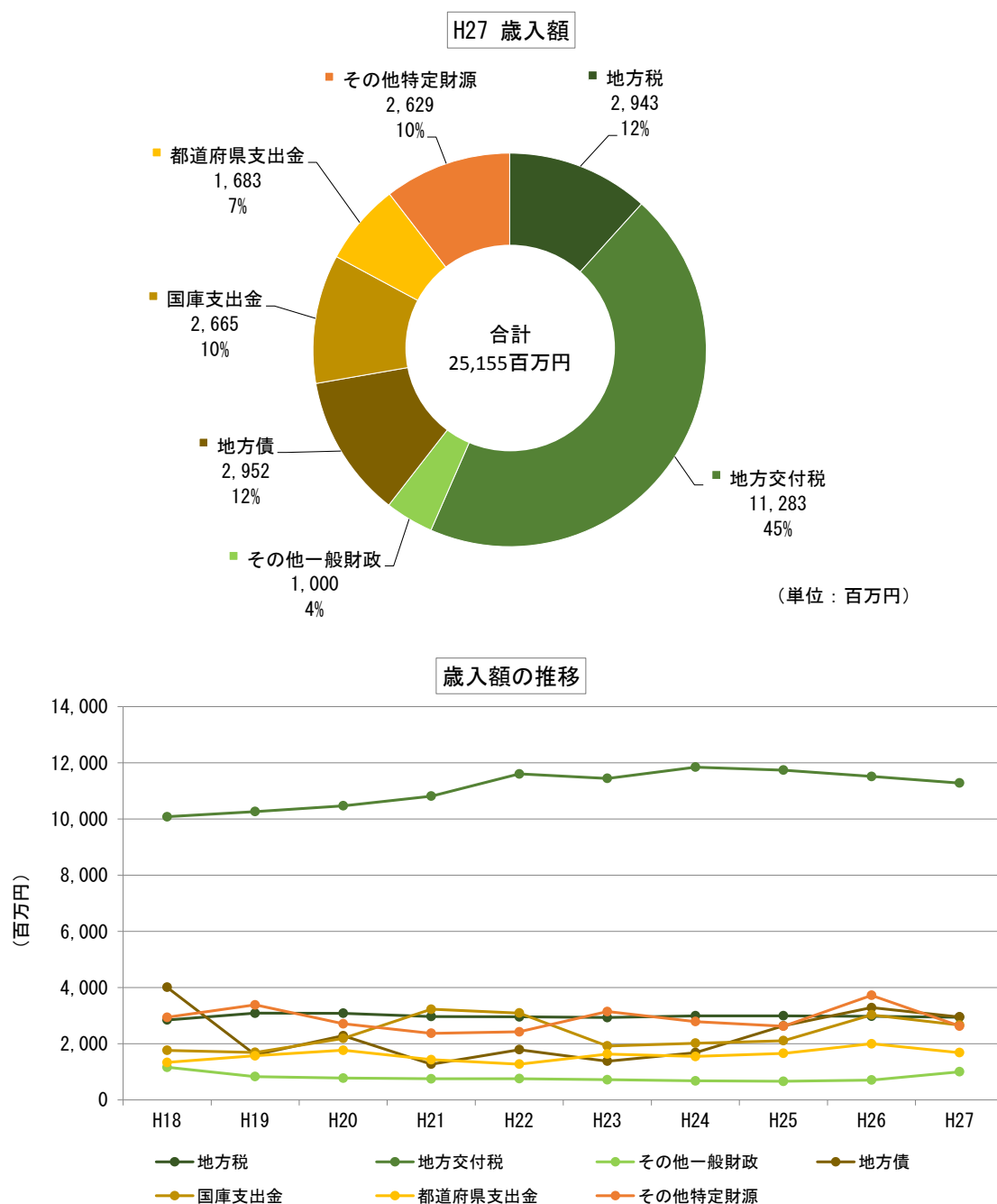


図 2-13 歳入額の推移

出典：市町村決算カード（総務省）

2) 歳出の推移

本市の普通会計の歳出額は、公共施設等の整備・更新等にかかる普通建設事業費および公共施設等を維持するための維持補修費が近年増加しており、平成 27 年にはそれぞれ約 46.4 億円（19%）と 4.8 億円（2%）となっている。

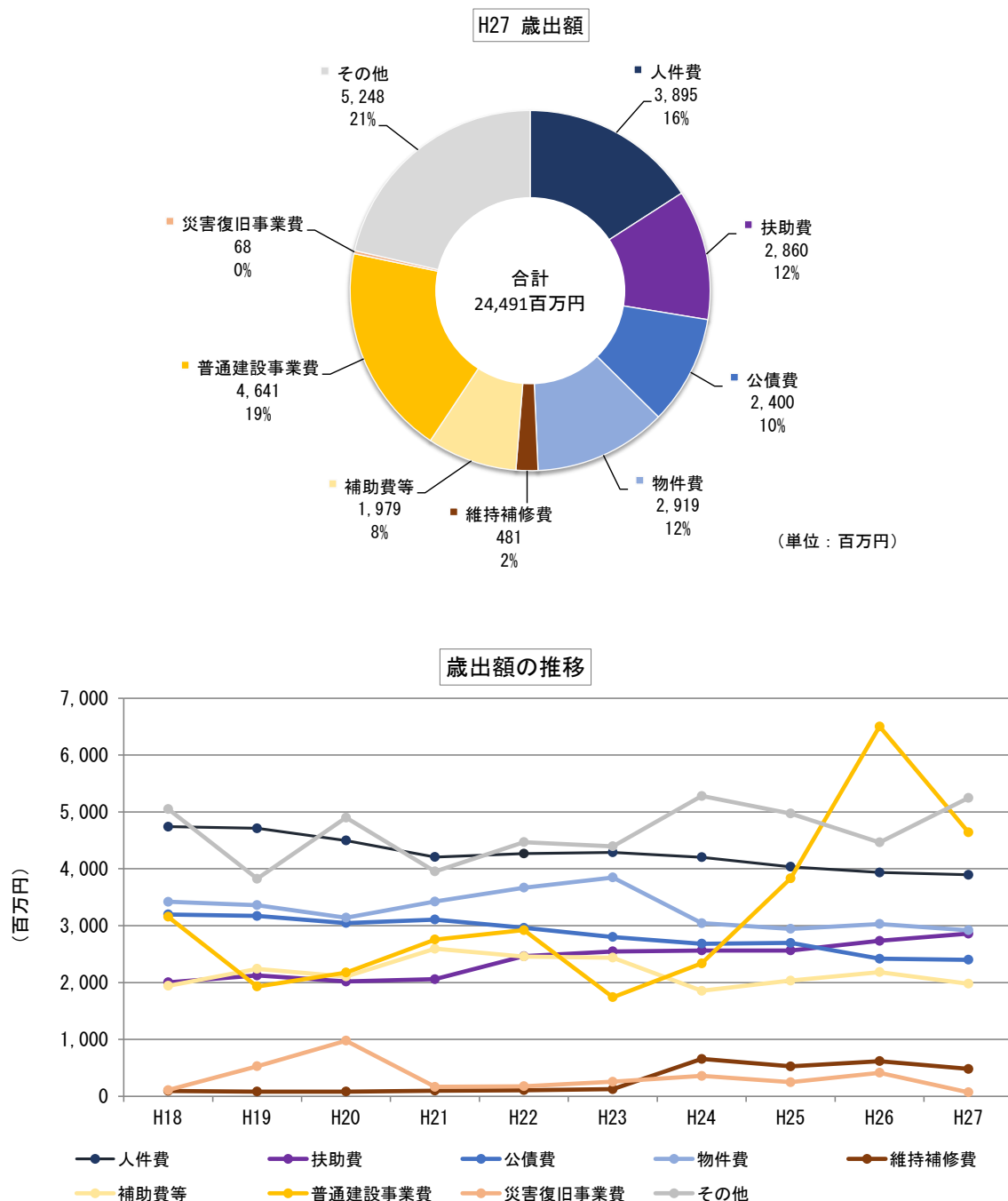


図 2-14 歳出額の状況

出典：市町村決算カード（総務省）

(2) 公共施設等の経費及び将来コスト

1) 試算方法

本市が保有する公共施設等を全て保有し続けた場合の将来更新費用を試算した。

試算にあたっては、公共施設等総合管理計画策定指針（総務省）に基づき総務省が公開する「更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団提供）を活用した。

【推計期間】

- ・ 2016 年～2055 年まで（40 年間）

【試算の考え方（参考：公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）】

①推計の対象

- ・ 公共建築物、インフラ施設（道路（道路・橋梁・トンネル）、上水道、下水道、農業集落排水施設）

②推計の手法

- ・ 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計する。
- ・ 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計する。更新単価は総務省公開の単価を使用。

③耐用年数・更新の考え方

7) 公共建築物

- ・ 建替えは、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる 60 年）を採用する。また、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建替え期間を 3 年とする。
- ・ 大規模改修は、建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うと仮定する。また、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように改修期間を 2 年とする。
- ・ 試算時点で大規模改修や建替えがなされなければならないはずの施設が、残されている場合に、当初数年間で均等に大規模改修・建替えを行うものと想定する。大規模改修の積み残し処理を割り当てる年数は、試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年までのものについては今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。建設時より 51 年以上経ているものについては建替えの時期が近いいため、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定する。近年、大規模改修が行われた公共建築物は、次の建替えまでの大規模改修費を除外する。
- ・ 公共建築物の更新費等は以下の通りとする。

表 2-18 更新費等（公共建築物）

公共建築物	更新単価	大規模改修単価
市民文化系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
社会教育系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
学校教育系施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
子育て支援施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
保健・福祉施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
行政系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡
公園	33 万円/㎡	17 万円/㎡
供給処理施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
医療施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
その他	36 万円/㎡	20 万円/㎡

イ) インフラ系施設

○道路

〈道路〉

- ・道路は、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難である。そのため、現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定する。
- ・道路の耐用年数は、舗装の法定耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・道路の更新費等は以下の通りとする。

表 2-19 更新費（道路）

道 路	更新単価
市道	4,700 円/㎡

〈橋梁〉

- ・ 橋梁は、整備年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 試算時点で更新年数を既経過し、更新しなくてはならないはずの橋梁が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。
- ・ 橋梁の更新費等は以下の通りとする。
- ・ なお、以下の更新費等は試算上の単価であり、実際の更新にあたっては、行動計画の単価により実施している。

表 2-20 更新費等（橋梁）

橋梁	更新単価
PC 橋、RC 橋、 石橋、木橋その他	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²

〈トンネル〉

- ・ トンネルは、整備年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 試算時点で更新年数を既経過し、更新しなくてはならないはずのトンネルが、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。
- ・ トンネルの更新費等は、橋梁の PC 橋等と同程度とし、以下の通りとする。

表 2-21 更新費等（トンネル）

トンネル	更新単価
トンネル	425 千円/m ²

〈農林施設〉

- ・ 農林施設の更新単価は、道路と橋梁に準拠するものとする。

○上水道

- ・ 上水道管は、整備年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 試算時点で更新年数を既経過し、更新しなくてはならないはずの上水道管が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。
- ・ 上水道管の更新費等は以下の通りとする。

表 2-22 更新費等（上水道）

上水道		更新単価
導水管	300 mm未満	100 千円/m
送水管	300 mm未満	100 千円/m
配水管	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m
	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m

○下水道（公共下水道、農業集落排水施設）

- ・ 試算に用いる下水道管延長は、公共下水道と農業集落排水施設の合計延長とする。
- ・ 下水道管は、整備年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 試算時点で更新年数を既経過し、更新しなくてはならないはずの下水道管が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。
- ・ 下水道管の更新費等は以下の通りとする。なお、農業集落排水については管径が不明のため、事業実績の平均単価を踏まえ、公共下水道の管径～250mm と同額とした。

表 2-23 更新費等（下水道）

下水道管		更新単価
公共下水道	管径～250mm	61 千円/m
	管径 251～500mm	116 千円/m
	管径 501～1000mm	295 千円/m
農業集落排水		61 千円/m

2) 公共建築物の将来コスト

将来更新費用を試算すると、本市の公共建築物の今後 40 年間の総事業費は、約 1,298.2 億円で、年平均は約 32.5 億円/年と見込まれる。

年度別では、今後 10 年から 15 年の間で大規模改修が必要な公共建築物への対応が集中するほか、2030 年頃から建替への対応が発生し始める。

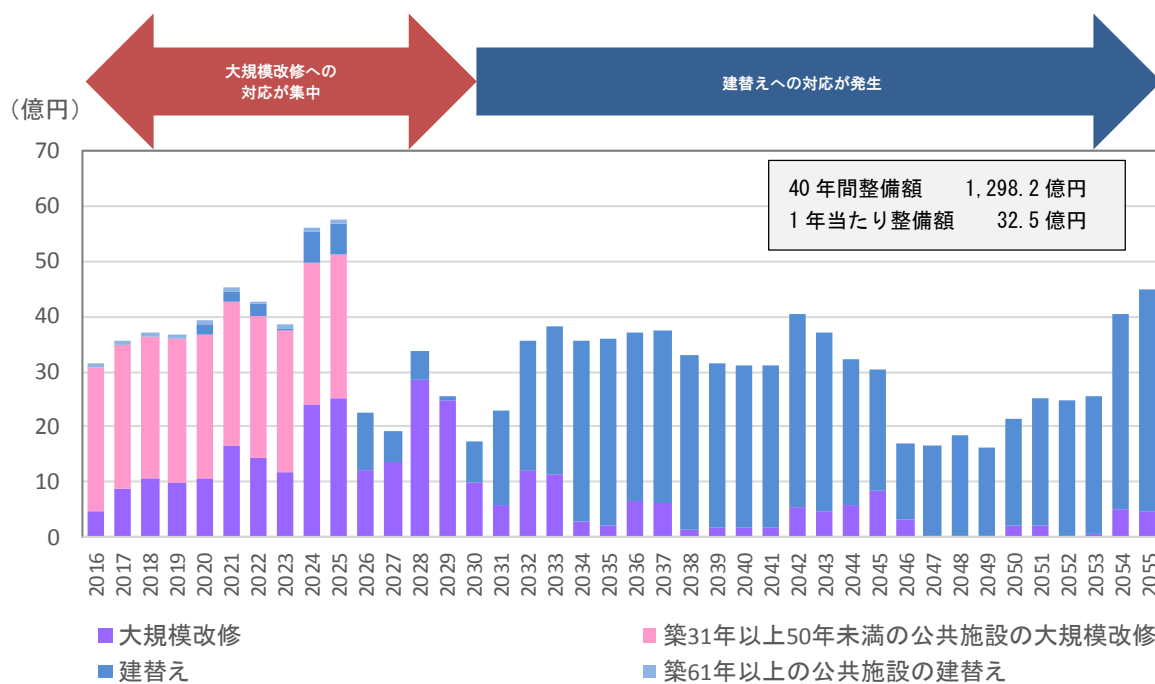


図 2-15 公共施設（建築物）の将来の更新費用の推計

3) インフラ施設の将来コスト

a) 道路

〈道路〉

将来更新費用を試算すると、道路の今後 40 年間の総事業費は約 611.2 億円で、年平均は約 15.3 億円/年と見込まれる。

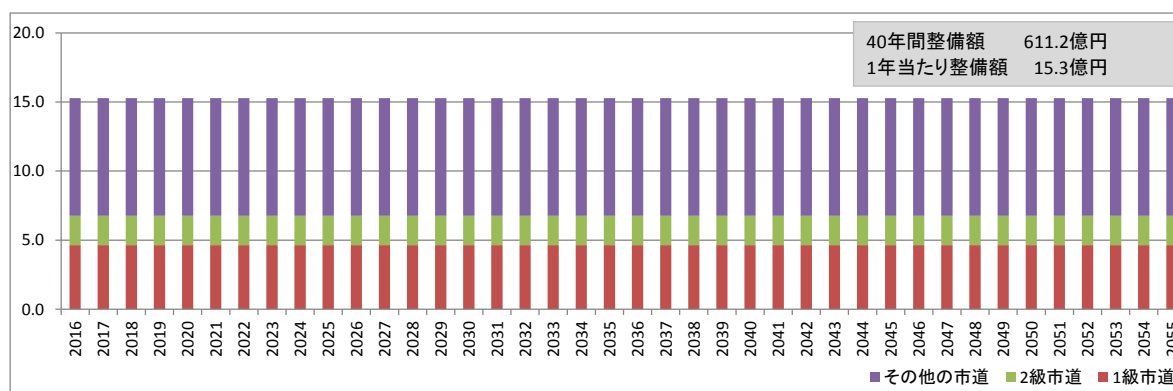


図 2-16 将来の更新費用の推計（道路）

〈橋梁〉

将来更新費用を試算すると、橋梁の今後 40 年間の総事業費は、約 187.9 億円で、年平均は約 4.7 億円/年と見込まれる。

年度別では、2028 年に更新のピークを迎え、その後 2038 年頃までの 10 年間は、更新への対応が集中する。

(億円)

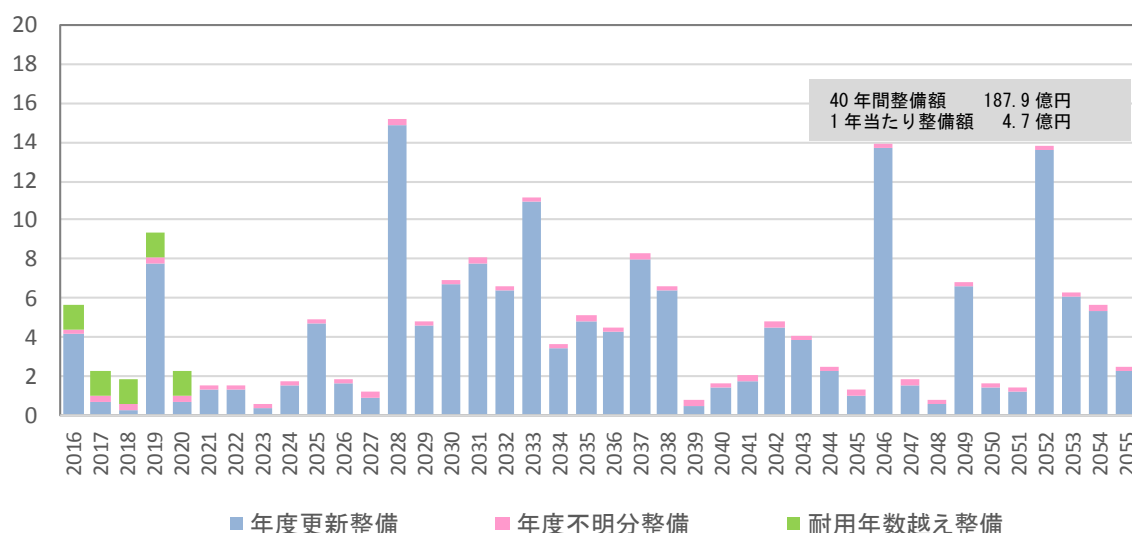


図 2-17 将来の更新費用の推計（橋梁）

〈トンネル〉

将来更新費用を試算すると、トンネルの今後 40 年間の総事業費は約 10.6 億円で、年平均は約 0.3 億円/年と見込まれる。

1975 年に整備された根子トンネルと雪田沢トンネルが 2035 年に更新期を迎えることとなる。

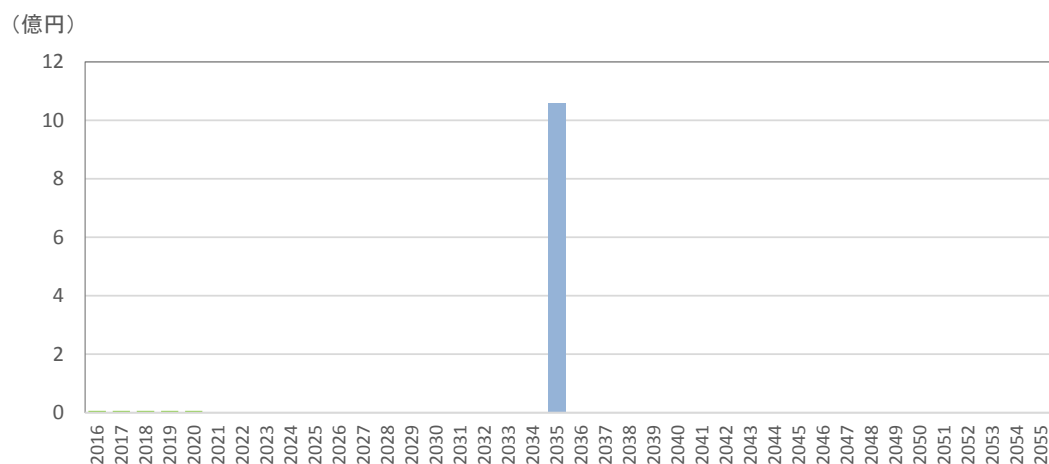


図 2-18 将来の更新費用の推計（トンネル）

〈農林施設〉

（農道）

農道の今後 40 年間の総事業費は約 18.4 億円で、年平均は約 0.5 億円/年と見込まれる。

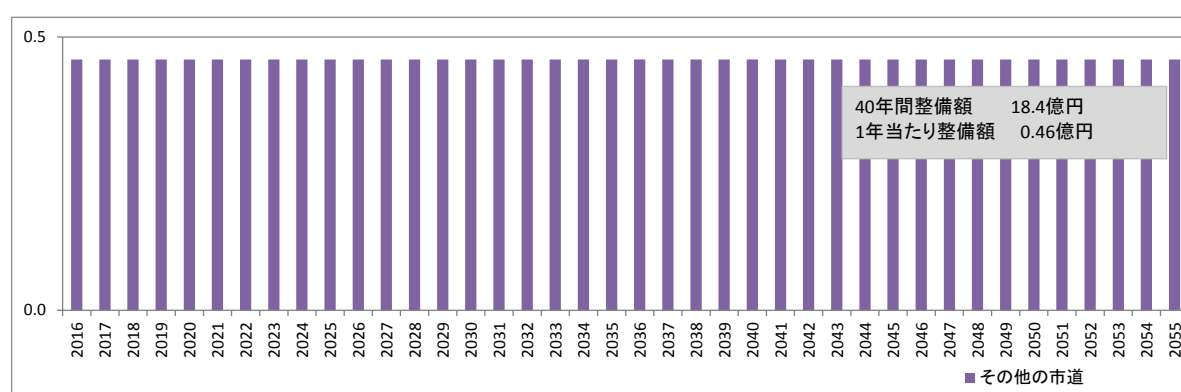


図 2-19 将来の更新費用の推計（農道）

(林道)

林道の今後 40 年間の総事業費は約 122.4 億円で、年平均は約 3.1 億円/年と見込まれる。

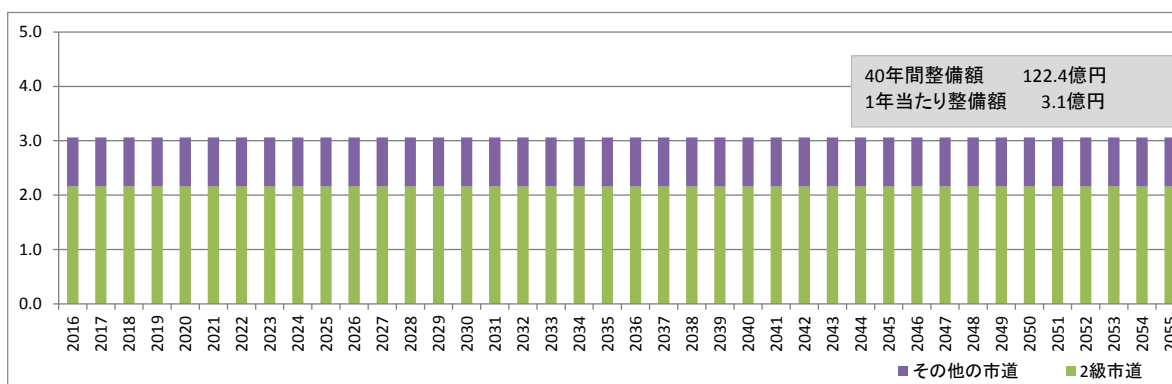


図 2-20 将来の更新費用の推計（林道）

(橋梁)

林道の橋梁の今後 40 年間の総事業費は約 13.6 億円で、年平均は約 0.3 億円/年と見込まれる。

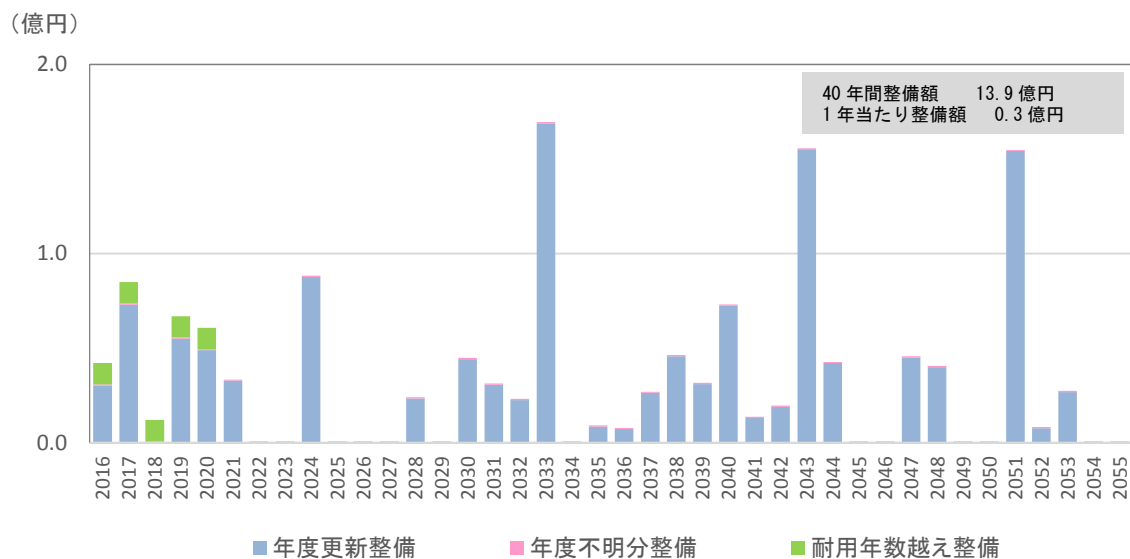


図 2-21 将来の更新費用の推計（林道の橋梁）

b) 上水道

将来更新費用を試算すると、上水道の今後 40 年間の総事業費は、約 266.7 億円で、年平均は約 6.7 億円/年と見込まれる。

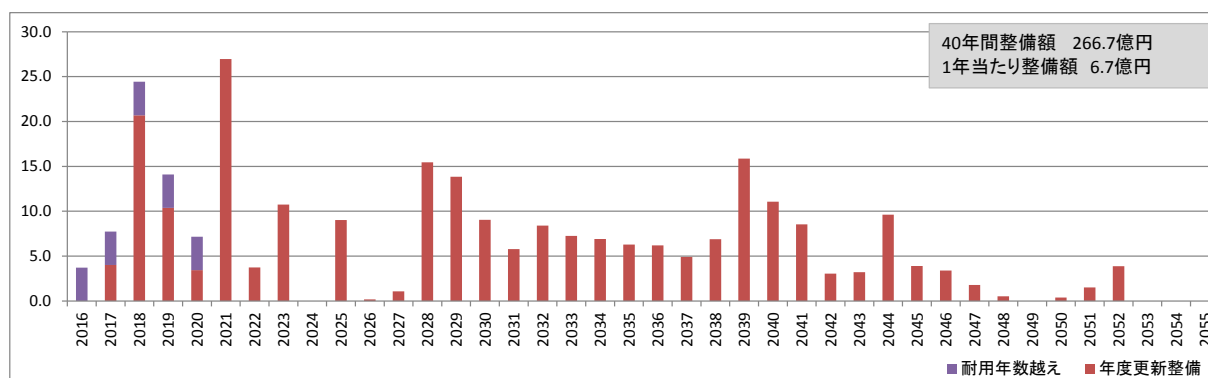


図 2-22 将来の更新費用の推計（上水道）

c) 下水道（公共下水道、農業集落排水施設）

将来更新費用を試算すると、下水道の今後 40 年間の総事業費は、約 136.1 億円で、年平均は約 3.4 億円/年と見込まれる。

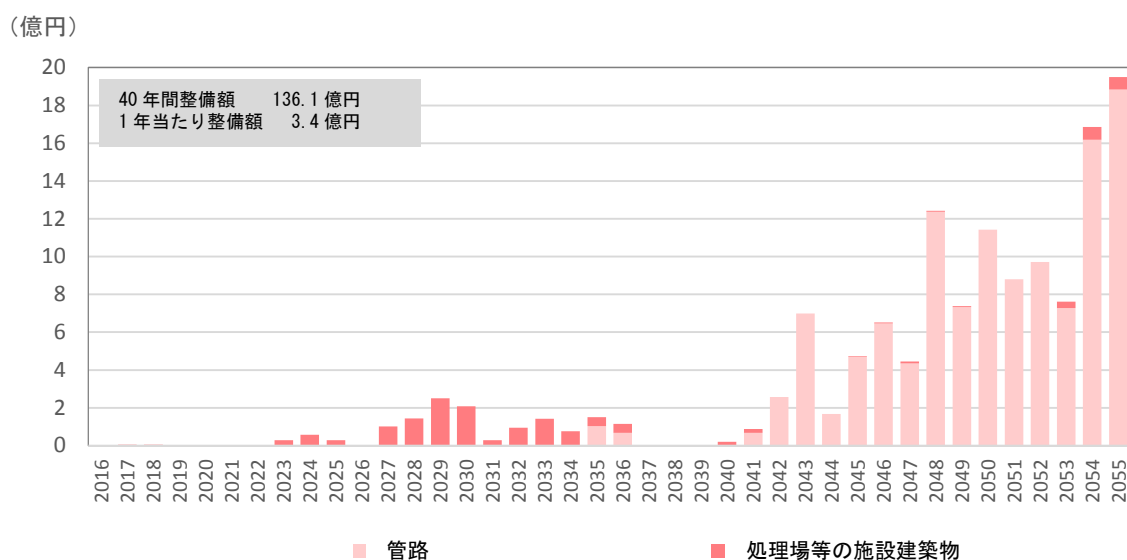


図 2-23 将来の更新費用の推計（下水道）

(3) 充当可能な財源の見込み

充当可能な財源の見込みについて、現在の維持補修費と普通建設費および災害復旧事業費の平成 23 年～平成 27 年の決算平均額からみると、約 45.6 億円/年である。

一方、現在の公共施設等をそのまま維持した場合、先に試算した更新等に係わる費用予測の結果によると今後 40 年間で約 2,665.4 億円、年間あたり約 66.6 億円/年の更新・大規模改修費が必要となり、充当可能な年間あたりの財源約 45.6 億円/年の見込みと比較すると、毎年約 21.0 億円/年が不足すると予測される。

表 2-24 充当可能な財源の見込み（単位：千円／年）

						(単位：千円)
区分	H23	H24	H25	H26	H27	5ヶ年平均
維持補修費	123,960	655,466	526,092	618,146	481,135	480,960
普通建設事業費	1,741,438	2,336,390	3,833,083	6,503,898	4,640,765	3,811,115
災害復旧事業費	254,269	357,673	246,190	412,703	68,261	267,819
合計	2,119,667	3,349,529	4,605,365	7,534,747	5,190,161	4,559,894

出典：市町村決算カード

表 2-25 将来更新費用計（公共建築物・インフラ施設）

施設類型			今後 40 年間の総事業費	年平均
公共建築物			1,298.2 億円	32.5 億円/年
道路	道路		611.2 億円	15.3 億円/年
	橋梁		187.9 億円	4.7 億円/年
	トンネル		10.6 億円	0.3 億円/年
	農林施設	農道	18.4 億円	0.5 億円/年
		林道	122.4 億円	3.1 億円/年
		橋梁	13.9 億円	0.3 億円/年
上水道			266.7 億円	6.7 億円/年
下水道			136.1 億円	3.4 億円/年
合計			2,665.4 億円	66.6 億円/年

出典：公共施設等更新費用試算ソフト試算結果

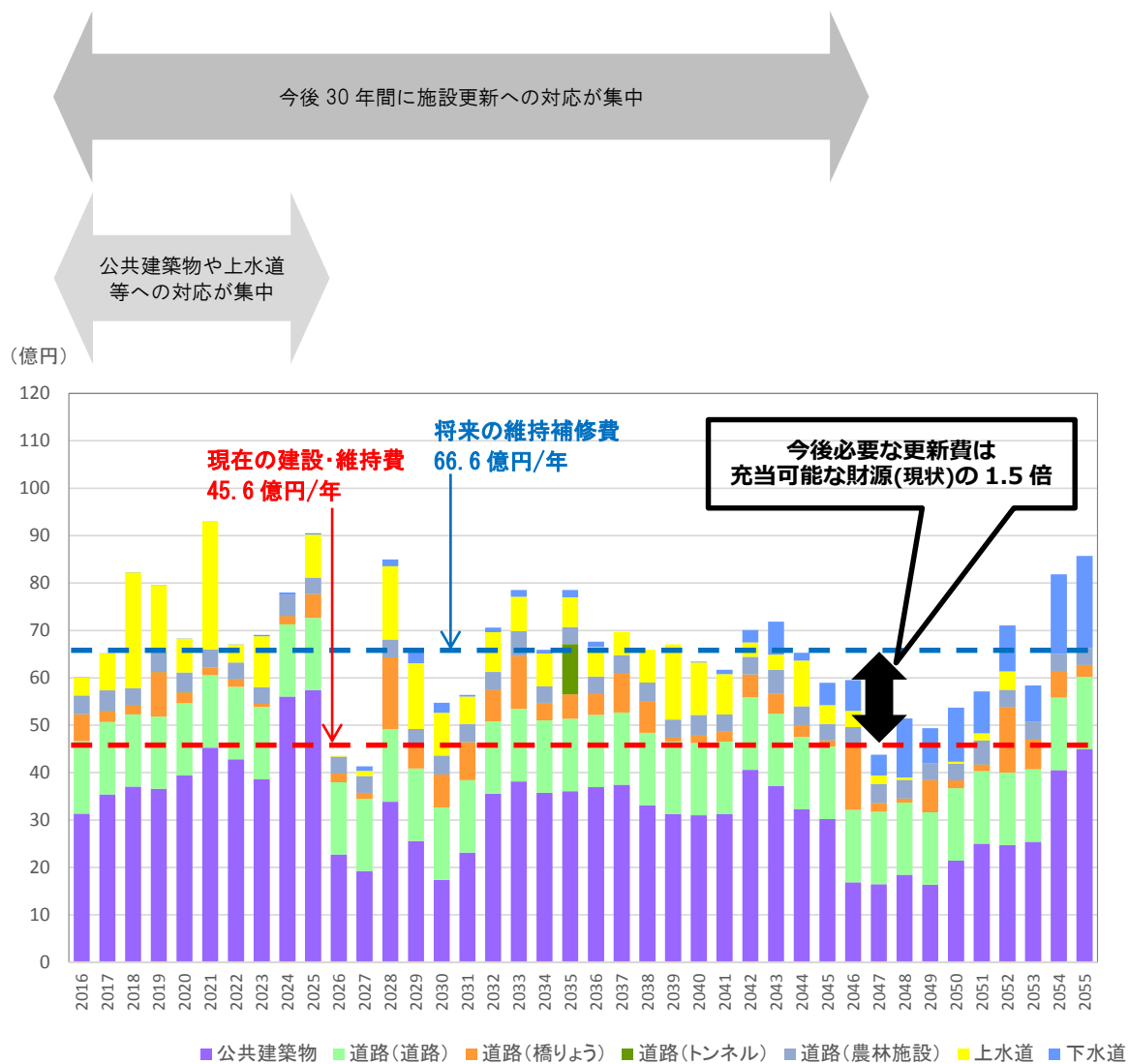


図 2-24 将来更新費用の推計（公共建築物・インフラ施設）

出典：公共施設等更新費用試算ソフト試算結果

2.4 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の老朽化の状況や将来コスト、本市の人口の将来見通しを踏まえた課題を整理する。

①老朽化の進む公共建築物の安全性確保

本市の公共建築物の多くは、昭和 40 年代から昭和 60 年代に建設されている。これらの建築物は、既に築 30 年を越えているため、老朽化や機能低下が発生している。

このため、公共建築物の機能を適正に保つために、大規模な改修や更新が必要であるが、その時期が今後 10～15 年間に集中するため、これを回避する必要がある。

②今後の人口減少社会に応じた公共施設等の適正化

本市の総人口は、昭和 30 年の約 6 万 7 千人をピークに減少を続け、平成 27 年時点で約 3 万 3 千人となっているが、今後も人口減少が避けられず、45 年後の平成 72 年には 1 万人強まで減少すると予測されている（「北秋田市人口ビジョン」）。

一方、社会情勢の変化や市民のニーズに対応して公共施設等は増加してきた。公共建築物の一人当たりの延床面積は、全国平均の約 3 倍、同程度の人口規模の市町村平均の約 2 倍となっている。今後はさらに、減少する人口に対して、過剰な状況が生じると予想される。このため、人口規模に応じた適正な数量に公共施設等を保つための対策が必要となる。

③人口構成の変化を踏まえた機能・サービスの再構築

全国的な傾向と同様に本市においても少子高齢化が見込まれ、25 年後の平成 52 年には高齢者の割合は約 5 割に達すると推計されている（「北秋田市人口ビジョン」）。

このため、公共施設等の改修・更新に際しては、高齢者向けの機能の確保など新たな市民ニーズに対応した機能やサービスの向上を図ることが必要となる。

④維持更新費の確保

公共施設等の整備・維持補修に係る投資的経費は、近年増加傾向にある。今後、大規模改修や更新の必要な施設が数多くあり、さらなるコストの増加が見込まれる。

一方、生産年齢人口の減少により、市税の減収が見込まれるとともに、高齢化等に伴う扶助費の増加により、公共施設等の維持更新費に対して財源不足が予想される。

このため、公共施設等の維持管理に係るコスト縮減と新たな財源の確保などにより適正を保つ対策が求められる。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

3.1 基本的な方針

今後の限られた財源の中で公共施設等の計画的な整備や改修・更新を行っていくために「公共建築物の総量適正化」「長寿命化の推進」「遊休施設の有効活用」「効率的な施設運営」の4つの基本的な方針を定め、本計画を推進するものとする。

方針①	公共建築物の総量適正化
-----	-------------

本市では、昭和30年をピークに人口減少が進行している中で、公共施設等は増加しており、人口減少に比較して、過大な状況が続くと予想される。

本市においては、学校教育施設（小中学校）の割合が比較的大きくなっており、減少する児童生徒数に応じた適正規模とするために、小中学校の統合計画の検討が進められている。

今後は、各施設の利用実態を踏まえつつ、類似施設の統合や集約化等を視野に入れ、将来の人口減少に応じた公共建築物の総量適正化を推進する。

方針②	長寿命化の推進
-----	---------

今後、予想される公共施設等の維持更新費の財源不足に対しては、総量削減、効率的な施設管理と合わせ、計画的な長寿命化計画による耐用年数の延長で建替えや更新の年度を延ばし、財政負担の軽減を図る。

特に、継続的な利用が見込まれる公共建築物や総量の削減がそぐわないインフラ施設については、予防保全型維持管理の視点に立ち、維持管理費の縮減を図る。

方針③	遊休施設の有効活用
-----	-----------

遊休施設については、機能の見直しや余剰スペースの活用、他用途への転換、他施設との複合化・集約化などによる活用を進めていく。

また、施設を廃止した場合の賃貸・売却収入は、今後も維持していく施設や優先する施設の更新費に充てることを基本にする。

方針④	効率的な施設運営
-----	----------

今後、本市においても高齢化が進行し、公共施設等に対する市民ニーズも変化することが予想される。

そのため、市民ニーズの把握をしつつ、利用率の低い施設は他用途への転換や機能の複合化等を行い、総量を削減しつつも、効率的な施設運営により、市民サービスの確保を図る。その際、民間に施設運営を任せの方がコスト削減およびサービス向上につながる場合には、民間ノウハウの活用を検討していく。

3.2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報共有化方策

今後、横断的な庁内検討組織を設置し、固定資産台帳などの公会計と連携を図りながら、公共施設等に関する全庁的なデータ集約・更新等を行う。

また、庁内検討組織が主体となり、計画を進捗管理して推進するとともに、県や周辺市町村、市民等との情報共有等を推進していく。

3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

継続的な利用が見込まれている公共建築物やインフラ施設については、予防保全型維持管理の視点に立って、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う。

なお、点検・診断等のデータは集約・蓄積し、全庁で情報を共有し、老朽化対策等に活用する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設類型ごとの長寿命化計画等を策定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことを基本とし、ライフサイクルコストの軽減・平準化を図る。公共施設等の維持管理・修繕は、予防保全を基本とし、性能・機能の保持、回復に努める。施設の整備更新は、今後の複合化・機能転換・用途変更・集約化・廃止などを視野に入れ、必要な施設のみを対象とするとともに、積極的に民間資金等を活用する PFI・PPP 手法などの導入を検討する。

なお、維持管理・修繕・更新などのデータは集約・蓄積し、全庁で情報を共有し、老朽化対策等に活用する。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、施設の危険度が高いと判断された場合は、原則として危険の除去により安全の確保に努める。また、同種の施設についても早急に点検を実施することで事故の未然防止を図る。

なお、利用見込みがなく必要性が認められない施設において危険度が高いと判断された場合は、取り壊しなどにより安全確保に努める。

(4) 耐震化の実施方針

本市では、平成 28 年 3 月に「北秋田市耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度時点で 77%の市有の公共建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 100%にすることを目標に取組を進めている。今後も、耐震化率 100%を目指し、耐震診断や耐震改修の取組を推進する。

学校施設については平成 28 年 4 月 1 日時点で耐震化率 100%を達している。

(5) 長寿命化の実施方針

本市では、平成 25 年 3 月に「北秋田市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、長寿命化を図るべき公営住宅等を 31 団地 599 戸とし、今後、建替や維持保全等を進めていく予定である。その他の施設についても、必要に応じて、個別に長寿命化計画等を策定する。

(6) 統合や廃止の推進方針

本市では、延床面積の占める割合が最も高い学校教育系施設を対象として、平成 28 年度に「北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン」を策定し、小学校の再編を推進していくこととしている。

その他の施設については、利用状況などを踏まえ、統合や廃止を検討し、施設の総量削減に努める。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、今後、庁内検討組織の設置を検討し、各部署間で情報共有を図りながら全庁体制で本計画の推進および進捗管理に取り組む。また、必要に応じて職員研修を実施し、本計画への理解を深めるものとする。

3.4 フォローアップの実施方針

公共施設等は施設類型ごとに維持管理や更新に関する対応が異なることから、個別の施設類型ごとに作成する長寿命化計画等に基づいてフォローアップを実施することを基本とし、公共施設等のニーズ変化や各種関連計画の見直しを踏まえ、必要に応じて計画の更新を行っていく。

本計画は、統合や長寿命化などによる事業費や施設数の縮減を目指しているが、統合や廃止の実施ありきではなく、公共施設等における公共サービスの維持、向上を目指しつつ、効率的な維持管理等を実施していくことを基本とする。

第4章 施設類型ごとの管理に関する実施方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を踏まえ、公共施設（建築物）およびインフラ施設の施設類型毎の管理に関する実施方針を以下のように定め、取組みを推進する。

4.1 公共施設（建築物）管理の基本的な考え方

(1) 市民文化系施設

対象施設	集会施設（86 施設）、文化施設（6 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 市民文化系施設としては、公民館、集会所、自治会館、交流センター、文化会館など 92 施設が立地している。 ・ 延床面積は、35,081.16 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 10.9%となる。
方針	・ 指定管理者制度などの官民連携手法を活用し、自治会等との協働による管理運営を進める。 ・ 地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い集会施設については、地元への譲渡などを検討する。 ・ 老朽化した自治会館等のコミュニティ施設に対する整備を支援する。（総合計画） ・ 文化会館等の文化施設は、有効活用に努めるとともに、市民ニーズに合致しているか、効率的な運用になっているか等の観点から、市の文化振興のあり方を含めて、総合的に検討する。

(2) 社会教育系施設

対象施設	博物館等（18 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 社会教育系施設としては、ふるさとセンター（マタギ資料館）や大太鼓の館、浜辺の歌音楽館など 18 施設が立地している。 ・ 延床面積は、9,340.28 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 2.9%となる。
方針	・ 収益を伴う施設の管理運営については、指定管理者制度等の民間活力を活用し、効果的・効率的なサービス提供を推進する。 ・ 地域の特色を活かした魅力的な企画・展示を推進して入館者の増加を図るとともに、季節条件や入館状況を踏まえた運営等により管理効率の向上を図る。 ・ 旧根子児童館及びマタギ資料館は、ふるさと教育の一環としての活用を検討しながら、指定管理者とともに観光振興の活用も模索する。（総合計画）

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設	スポーツ施設（26 施設）、レクリエーション施設・観光施設（41 施設）、保養施設（12 施設）
現状認識 （施設概要）	・ スポーツ・レクリエーション系施設としては、スポーツセンター、体育館、プール、スキー場、野球場、温泉施設、キャンプ場、熊牧場、国民宿舎など 79 施設が立地している。 ・ 延床面積は、38,509.44 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 11.9%となる。
方針	・ 収益を伴う施設の管理運営については、指定管理者制度等の民間活力を活用し、効果的・効率的なサービス提供を推進する。 ・ 老朽化等によって施設運営が懸念されている施設については、建設当時の目的と現在の利用実態・今後の利用見込を踏まえた対応方針を定めて、改修や整理を行う。（総合計画） ・ 行政が保有する必要性が相対的に低い温泉施設等については、民間譲渡も視野に入れて中長期的な観点から総量縮減を検討する。

(4) 産業系施設

対象施設	産業系施設（29 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 産業系施設としては、農林漁業体験実習館、山村開発センター、産業会館などが立地している。 ・ 延床面積は、8,716.71 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 2.7%となる。
方針	・ 本市の産業振興に寄与する施設の役割を踏まえ、市内産業の動向なども考慮し、長寿命化や更新を検討する。

(5) 学校教育系施設

対象施設	学校（94 施設）、その他教育施設（20 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 学校教育施設としては、小学校、中学校、学校給食センターなど 114 施設が立地している。 ・ 延床面積は、82,688.09 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 25.6%を占め、全ての公共施設の中で最も多い。
方針	・ 小中学校再編については、保護者や地域住民の理解を得ながら平成 28 年度中に策定する新たな小中学校再編整備計画のもと、統廃合を含めた学校規模の適正化を進める。（総合計画） ・ 鷹巣南小学校の複式学級解消を図り、鷹巣中央小学校の将来的な過少規模化を解消し、適正規模の学校生活で充実した学校生活を送ることができるようにするため、2 校の統合を行う。（北秋田市小中学校適正規模・適正配置再編プラン）

	・ 鷹巣南中学校の将来的な過少規模化を解消し、生徒の学習活動や部活動等の充実、様々な人間関係を経験しながら社会性や生きる力を身に付けるために、鷹巣中学校との統合を行う。また、空いた鷹巣南中学校の校舎は、鷹巣南小学校と鷹巣中央小学校の新校舎として使用する。（北秋田市小中学校適正規模・適正配置再編プラン）
--	---

(6) 子育て支援施設

対象施設	幼保・子ども園（6 施設）、幼児・児童施設（11 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 子育て支援施設としては、幼稚園、保育園、児童クラブなど 17 施設が立地している。 ・ 延床面積は、7,647.95 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 2.4%となる。
方針	・ 少子化に伴う地域ニーズを見定めながら、適切な維持管理や適正配置、効率的・効果的な運営方法を検討する。 ・ 乳幼児が保育園等での集団生活を安心して送れるように、施設の衛生管理の強化や設備の充実を図る。（総合計画） ・ 放課後児童クラブについては、立地環境や運営方法等の見直しを検討し、放課後に子どもを安心して預けられる環境整備に努める。（総合計画）

(7) 保健・福祉施設

対象施設	高齢福祉施設（23 施設）、障害福祉施設（4 施設）、保健施設（5 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 保健・福祉施設としては、老人ホーム、こども園、母子生活支援施設、保健センターなど 32 施設が立地している。 ・ 延床面積は、31,524.52 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 9.8%となる。
方針	・ 高齢福祉施設や障害福祉施設については、今後も指定管理者等の民間活力を活用した管理運営を推進していくとともに、民間への譲渡等についても検討していく。 ・ 高齢福祉施設については、老朽化及び未耐震化に伴う対応について検討する。（総合計画） ・ 「北秋田市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」に基づき、特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設整備を行い、入所待機者の解消に努める。（総合計画）

(8) 行政系施設

対象施設	庁舎等（20 施設）、消防施設（105 施設）、その他行政系施設（11 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 行政系施設としては、市役所、支所、消防本部・分署、消防団施設、除雪センターなど 136 施設が立地している。 ・ 延床面積は、21,501.97 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 6.7%となる。
方針	・ 本庁舎や支所等について、市民への行政サービスの質的向上をはじめ、業務の効率性の向上や地域振興の推進などに配慮しつつ、市全体としての効率的・効果的な行政運営の視点に立ち、適正な機能や規模・配置等を検討する。 ・ 消防署の分署の老朽化対策について、他の公共施設の適正配置と合わせて全市的な観点から検討する。（総合計画） ・ 除雪施設は降雪量の多い本市においては必要不可欠な施設であるため、老朽化した施設の計画的な改修及び更新を進めていく。

(9) 公営住宅

対象施設	公営住宅（32 団地）
現状認識 （施設概要）	・ 公営住宅としては、市営住宅 32 団地が立地している。 ・ 延床面積は、35,488.00 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 11.0%となる。
方針	・ 公営住宅のストック状況を適切に把握するとともに、予防保全的な維持管理や改善などにより公営住宅等の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。（北秋田市公営住宅等長寿命化計画） ・ 既存市営住宅については、外壁改修や屋根の葺替え、バリアフリー改修等、計画的な改修・改善を行う（総合計画）。 ・ 「北秋田市住生活基本計画」に基づき、公営住宅等を計画的に建替える（総合計画）。

(10) 公園

対象施設	公園施設（23 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 公園施設としては、管理棟、トイレ、東屋など 23 施設が立地している。 ・ 延床面積は、875.71 m²であり、公共建築物全体に占める割合は、約 0.2%となる。
方針	・ 老朽化した設備については、随時点検を行いつつ、利用者からの要望を踏まえて更新・撤去等を行い、安全性・快適性の確保に努める。（総合計画）

(11) 供給処理施設

対象施設	供給処理施設（13 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 供給処理施設としては、クリーンリサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場、ゴミ埋立処分場など 13 施設が立地している。 ・ 延床面積は、6,198.34 m ² であり、公共建築物全体に占める割合は、約 1.9%となる。
方針	・ ごみ焼却施設であるクリーンリサイクルセンターを更新し、公害防止、温室効果ガス排出量削減、長期的な安定運転、効率的な維持管理を行う。（平成 27 年度から 3 ヶ年事業）。（総合計画）

(12) 医療施設

対象施設	医療施設（18 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 医療施設としては、合川診療所、阿仁診療所、米内沢診療所、医師住宅など 18 施設が立地している。 ・ 延床面積は、6,740.17 m ² であり、公共建築物全体に占める割合は、約 2.1%となる。
方針	・ 老朽化に伴う阿仁診療所の改築を行うことで、へき地診療体制の充実に努める。（総合計画）

(13) その他

対象施設	その他（105 施設）
現状認識 （施設概要）	・ その他の施設としては、墓地、斎場、倉庫、車庫など 105 施設が立地している。 ・ 延床面積は、38,383.01 m ² であり、公共建築物全体に占める割合は、約 11.9%となる。
方針	・ 市民の利用機会が多い公共施設や公衆トイレ、公共交通施設（鉄道駅）においては、バリアフリーや小規模な休憩スペースなどの高齢者の利用に配慮した改善や整備を促進する。（総合計画）

4.2 インフラ施設管理の基本的な考え方

(1) 道路

a) 道路、トンネル

対象施設	市道（1,142 路線）、トンネル（4 本）、ロックシェッド（1 基）
現状認識 （施設概要）	・ 市道の路線数は 1,142 路線で、実延長は約 845km、道路面積は約 5k m²、道路改良率は 77.4%となっている。 ・ トンネルは、現在 4 本のトンネルが整備されており、実延長は 1.7km、道路面積は約 12,031 m²である。 ・ 道路は総体的に舗装の劣化が顕在化しており、また、トンネルは古いもので昭和 50 年に整備しており、今後、まとまって老朽化していく。 ・ このため、維持管理・更新等に費やす費用が増大する可能性がある。
方針	・ 道路パトロール等の日常点検により舗装及び道路施設の状態把握に努める。 ・ 平成 26 年 7 月の省令施行を踏まえ、トンネル等大型構造物について 5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、健全度を 4 つの判定区分に診断する。 ・ トンネル等大型構造物等の点検結果について情報の蓄積を図る。 ・ 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画を策定し、それに基づく取り組みを実施する。 ・ 平成 26 年 5 月に設立した「秋田県道路メンテナンス会議」により、国、県、市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について情報共有や課題解決への連携体制を構築しており、今後も県内の道路管理者が一体となってインフラの老朽化対策を進めていく。 ・ 適切な規模・時期での修繕工事等の発注を引き続き実施する。 ・ 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全確保ができない場合には、速やかに通行止め、通行規制等の措置を講ずる。 ・ 舗装及び道路施設の個別施設計画の策定により、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図る。 ・ インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行う。 ・ 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う道路施設等の利用状況を踏まえ、必要に応じて道路施設等の集約化・廃止を検討する。

b) 橋梁

対象施設	道路橋梁（434 橋）
現状認識 （施設概要）	・ 整備年度で見ると昭和 45～53 年頃に多く整備されているが、今後順次、耐用年数である 60 年を迎え、まとまって老朽化していく。 ・ このため、維持修繕・更新等にかかる費用が増大する可能性がある。
方針	・ パトロール等の日常点検により舗装及び道路施設の状態把握に努める。 ・ 平成 26 年 7 月の省令施行を踏まえ、5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、健全度を 4 つの判定区分に診断する。 ・ 橋梁点検の結果について情報の蓄積を図る。 ・ 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画）を策定し、それに基づく取り組みを実施する。 ・ 平成 26 年 5 月に設立した「秋田県道路メンテナンス会議」により、国、県、市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について情報共有や課題解決への連携体制を構築しており、今後も県内の道路管理者が一体となってインフラの老朽化対策を進めていく。 ・ 適切な規模・時期での修繕工事等の発注を引き続き実施する。 ・ 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全確保ができない場合には、速やかに通行止め、通行規制等の措置を講ずる。 ・ インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行う。 ・ 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う橋梁等の利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去を検討する。

c) 農林施設

対象施設	農道（30,822m）、林道（257,613m）、林道橋（72 橋）
現状認識 （施設概要）	・ 管理する農林道は多くが砂利道である。 ・ 林道橋は 72 橋（4m以上）である。
方針	・ 農林道はパトロールによる日常的な巡回や住民の通報等により現状を把握し、適切に維持・管理を進めていく。 ・ 橋梁については点検・診断を行い、橋梁毎に個別施設計画を策定し、より効率的な長寿命化を図る。

(2) 上水道

対象施設	導水管（14,410m）、送水管（33,456m）、配水管（306,484m）、浄水場・配水場・ポンプ等の上水道施設（71 施設）
現状認識 （施設概要）	・ 本市水道事業は、平成 17 年 3 月の合併に伴い、簡易水道事業 28 事業及び小規模水道 3 事業の計 31 事業が旧町より移管された。 ・ 建設から 30 年以上経過している簡易水道施設の老朽化が著しく、今後の改修改良等の設備費が大きな問題となっている。 ・ こうした中、森吉、合川地区の簡易水道 14 事業と小規模水道 1 事業の統合簡易水道事業が進められている。
方針	・ 森吉地区と合川地区の統合簡易水道事業の完成により不要となる水道施設の解体を進めていく。（北秋田市簡易水道事業経営戦略） ・ 資産管理（アセットマネジメント）と水道管路更新計画を策定のうえ、更新基準を経過した老朽管の耐震化も併せた布設替を計画的に実施する。（北秋田市簡易水道事業経営戦略） ・ 平成 32 年度からは、水道事業とともに、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受ける予定となっていることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の削減を図る。（北秋田市水道事業経営戦略）

(3) 下水道

a) 公共下水道

対象施設	公共下水道（167,286m）、浄化センター（7施設）
現状認識 （施設概要）	・ 鷹巣処理区（平成10年4月供用開始）、合川処理区（平成17年7月供用開始）、米内沢処理区（平成9年4月供用開始）、阿仁処理区（平成15年3月供用開始）の4処理区を有する。 ・ 合川処理区及び阿仁処理区はほぼ完了し、鷹巣処理区は現在整備中、米内沢処理区は全体計画の見直しが予定されている。
方針	・ 公共下水道の統廃合に取り組み、事業の効率化を図る（総合計画）。 ・ 農業集落排水との統合を計画的に実施し、排水処理の効率化を図る。（北秋田市下水道事業経営戦略） ・ 下水道施設の計画的な修繕や設備更新を行う。（北秋田市下水道事業経営戦略） ・ 資産・資金・人材を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント導入に向け、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、継続的で安定した下水道サービスを提供していく。（北秋田市下水道事業経営戦略）

b) 農業集落排水施設

対象施設	農業集落排水施設（70,449m）、処理場（16施設）
現状認識 （施設概要）	・ 農業集落排水事業は鷹巣地区、森吉地区、合川地区、阿仁地区の4地区で実施しており、それぞれ整備事業は完了している。
方針	・ 農業集落排水処理施設の統廃合に取り組み、事業の効率化を図る（総合計画）。 ・ 農業集落排水処理区の統廃合や公共下水道との統合を計画的に実施し、排水処理の効率化を図る。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略） ・ 農業集落排水施設の計画的な修繕や設備更新を行う。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略） ・ 資産・資金・人材を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント導入に向け、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、継続的で安定した下水道サービスを提供していく。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略）

北秋田市公共施設等総合管理計画

発行：平成 29 年 3 月

北秋田市役所 財務部財政課

TEL：0186-62-6603

FAX：0186-63-2586

MAIL：kanzai@city.kitaakita.akita.jp